

愛媛県救援物資供給マニュアル

平成 30 年 3 月策定

令和 2 年 3 月改正

愛 媛 県

愛媛県救援物資供給マニュアル 目次

第1章 総則

- 1 マニュアル策定の目的 …… 3
- 2 マニュアルの位置付け …… 3
- 3 救援物資供給の基本的な考え方 …… 3

第2章 事前準備編

- 1 救援物資供給体制の構築 …… 6
- 2 物資集積拠点運営体制の構築 …… 6
- 3 物資供給に関する協定の締結促進 ……13
- 4 関係機関の連携体制の強化 ……15

第3章 発災後対応編

- 1 物資供給担当班の設置 ……17
- 2 情報収集・情報共有 ……19
- 3 物資集積拠点の開設 ……21
- 4 物資の要請・調達・輸送 ……24
- 5 プッシュ型支援への対応 ……31
- 6 各種様式及び使用方法 ……33

様式集 ……36

- 様式1 物資要請/発注票
 - 様式2 物資輸送依頼票
 - 様式3 物資出荷連絡票
 - 様式4 物資要請管理表
 - 様式5 物資保管状況管理表
 - 様式6 物資ラベル
 - 様式7 品目分類表
-

第1章 総則

1 マニュアル策定の目的

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、避難所に避難した被災者等に対して救援物資を届けるため、避難所でのニーズ把握、物資の調達から輸送に至る様々な業務が発生し、これら業務を適切かつ迅速に実施することが求められる。

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震など、過去の大規模災害においては、被災自治体の物資集積拠点から避難所への物資輸送の停滞や、送られる物資と避難所のニーズの不一致など、救援物資供給に関して多くの課題が指摘されている。

このため、平成 29 年度に開催した愛媛県救援物資供給体制検討会における関係機関の意見を踏まえ、大規模災害発生時に円滑な物資供給を行うことを目的として、本マニュアルを策定し、国、県、市町及び民間物流事業者が連携した物資供給体制の構築や発災後の対応などについて、具体的な手順や様式など必要な事項を定めるものである。

策定に当たっては、本県で想定される災害のうち、最も甚大な被害が想定される「南海トラフ地震」が発生した場合の対応について、各種計画等（注1）に基づいた内容とし、他の大規模災害に関しても、本マニュアルの内容を応用することとする。

2 マニュアルの位置付け

平成 27 年 3 月、内閣府は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「国具体計画」という。）を策定（令和元年5月改定）し、南海トラフ地震発生時の国の物資調達計画について、具体的な品目、数量及び輸送先を示している。

また、県においても、大規模災害発生時の人的・物的支援の受入に関して、平成 27 年 3 月に「愛媛県広域防災活動要領」（以下「県活動要領」という。）を策定し、救援物資の受入に関する基本的な方針等について定めたところである。

本マニュアルは、国具体計画において示されている物資の受入を想定し、県地域防災計画及び県活動要領に基づいた、県災害対策本部、地方本部における物資供給業務の具体的な手順を示すとともに、各市町や関係機関において物資供給計画等を作成する際の基準となる要請手順や様式について記載するものである。

また、内閣府では、災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国、県、市町の間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」を令和2年度から運用することから、当該システムが運用可能な環境時においてはシステムを活用し物資要請等を行うこととする。

（注1）本マニュアルの参考とする各種計画等

- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府）
- 「支援物資供給の手引き」（国土交通省）
- 「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省）
- 「愛媛県広域防災活動要領」（愛媛県）

3 物資供給業務の基本的な考え方

（1）プッシュ型支援の受入

国具体計画によると、南海トラフ地震の発災から 3 日間は、個人及び各自治体の備

蓄により対応することとなっており、4日目以降、国が県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を県の広域物資輸送拠点に緊急輸送することとなっている（これをプッシュ型支援という。）。

県としては、これらの物資が各拠点に送り込まれるまでに、拠点開設準備を行うとともに、各市町に物資を供給するための体制を整えることが求められる。

なお、西日本豪雨災害の発災直後、被災市では様々な対応に追われ、物資のニーズを把握できず、県に対して具体的な要求を上げることが困難な状況となった。このため、発災直後から、県において避難者数を参考に必要な物資を選定・推計し、プッシュ型で被災市の物資拠点へ搬送したことにより、迅速な物資支援を実現することができたことを踏まえ、災害の状況に応じ、マニュアルの規定にとらわれず柔軟に対応することも重要である。

（2）プル型支援の受入

国具体計画では、発災後4日目から7日目までの間は、（1）のプッシュ型支援により対応することとなっているが、8日目以降、各避難所からの物資ニーズの収集体制が整った段階で、要請に基づく物資調達体制に移行することとなっている（これをプル型支援という。）。

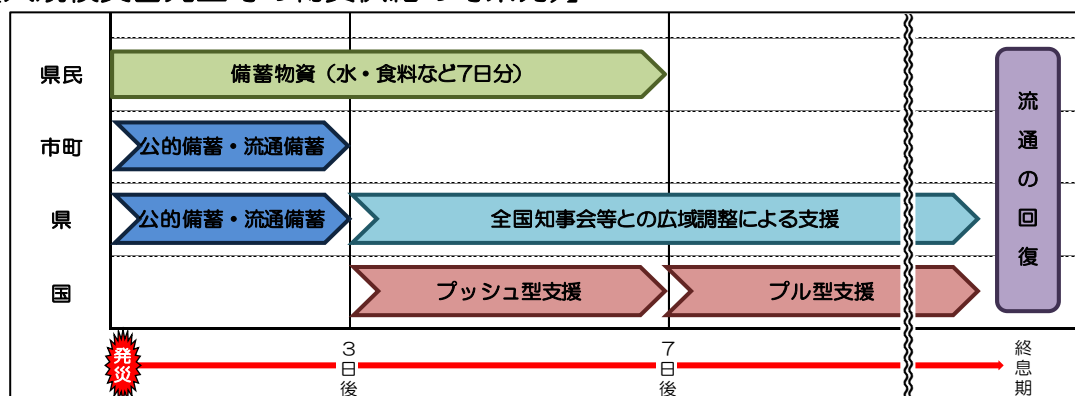
県及び各市町においては、できる限り早期に物資集積拠点を開設するとともに、各避難所における物資ニーズの収集体制を構築し、円滑な物資供給体制を確立することが求められる。

なお、県がプル型支援を行うに当たり、物資要請の受付窓口となる食料物資対策グループは、単に市町からの要請に基づき物資を調達・輸送するだけでなく、被災者ニーズの総合窓口となる被災者支援グループや県リエゾン等と緊密な連携を図ることにより、支援物資が避難所ニーズに合致したものとなるよう努める必要がある。

（3）義援物資の到着

（1）、（2）における救援物資は、国のほか、物資供給協定を締結している企業・団体、広域応援協定を締結している自治体等からの支援が想定されるが、実際には、これらの物資に加え、善意の民間企業・団体や、個人からの義援物資が到着することも想定しておく必要がある。

【大規模災害発生時の物資供給の時系列】



※上表に加え、民間・個人からの義援物資も到着する。

コラム1：西日本豪雨災害時における救援物資供給対応について（事例紹介）

1 食料物資対策グループ等の立ち上げ等について

平成30年西日本豪雨災害では、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、7月5日から8日の4日間で7月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨となり、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生した。

そのような中、県では発災翌日の7月8日に、県災害対策本部に食料物資対策グループと被災者支援グループを立ち上げ、翌9日には県物資拠点を開設した。

両グループの役割分担としては、食料や生活用品については主に食料物資対策グループが、避難所に配備する電気製品等大型備品については主に被災者支援グループがニーズを把握し、経済産業省を中心とした国のリエゾンと協力して対応した。

2 救援物資の供給について

発災直後は、被災市において物資のニーズを把握できない状況だったことから、県に対して具体的な要求がほとんど上がってこなかった。このため、避難者数を参考に被災市で必要と見込まれる物資を、県が選定・推計し、プッシュ型で搬送した。

その後、被災市において避難所からの物資ニーズの収集体制が整ってきたことから、市町からの物資要請を受けて対応するプル型支援に段階的に切り替えた。

被災市からの要請物資は、発災直後は水や食料が中心だったが、被災後数日でマスク、歯ブラシ、シャンプー等の日用品や清掃用具などの復旧用品へと次第にシフトしたほか、物資の調達については、国からのプッシュ型支援の受入れや災害時応援協定締結企業からの購入や、企業等からの無償提供等により調達した。

なお、被災市の職員が様々な初動・応急対応に追われている状況において、日々刻々と変わる避難所ニーズや物資の状況を正確に把握することが難しかったが、支援物資のミスマッチをできるだけ防ぐため、現場からの具体的な要求に対しては迅速に対応に努め、被災市の物資拠点等に物資搬送した。

3 義援物資の申出に対する対応等について

食料物資対策グループに寄せられた企業等からの義援物資の提供申し出については、相当数の申し出を一旦保留し、真に必要なものを選定のうえ調達したことで、物資の過剰供給を抑えることができた。個人からの小口物資の提供については、被災市の物資拠点の混乱を避けるため、被災市の状況を説明の上、提供を断り、代わりに義援金による支援を案内した。

第2章 事前準備編

1 救援物資供給体制の構築

大規模災害発生時には、国、県、市町及び民間物流事業者等が連携して、避難所までの円滑な物資供給体制を構築する必要があるが、発災後に円滑に物資供給を行うためには、平時から機関ごとに役割分担を明確化するとともに、それぞれの役割に応じた行動計画を作成しておく必要がある。

下表は、発災後に考えられる各機関の役割について、簡単にまとめたものである。

【大規模災害時における物資輸送に係る各機関の主な役割】

機 関 名	役 割
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町からの物資要請の受付、取りまとめ ・物資調達、提供判断、配送指示、不足状況の確認 ・協定先企業・団体、国、全国知事会等への不足物資の要請 ・輸送手段の手配、各市町への物資輸送 ・県物資拠点（一次輸送拠点）の開設及び物資管理
各市町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所におけるニーズ収集、物資配布 ・避難所からの物資要請の受付、取りまとめ ・物資調達、提供判断、配送指示、不足状況の確認 ・協定先企業・団体、県等への不足物資の要請 ・輸送手段の手配、各避難所等への物資輸送 ・市町物資集積場所（二次輸送拠点）の開設及び物資管理
四国運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の民間物資拠点の活用に関する調整 ・広域的な物資輸送手段の確保に関する調整
(一社)愛媛県トラック協会 愛媛県倉庫協会 愛媛県冷凍協会	<ul style="list-style-type: none"> ・民間物資拠点の開設に関する調整 ・県災害対策本部及び物資拠点に対する物流専門家の派遣 ・拠点運営に必要な人員及び資機材の確保 ・支援物資の輸送及び保管
協定先企業・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の提供 ・支援物資の輸送 ・人員、資機材等の確保

県、市町においては、救援物資に関して、発災後に上表の役割を担うことを想定して、平常時から、災害対策本部における物資供給担当班の体制構築に努めるとともに、物資受入計画、マニュアル等を策定するなど、班員全員が業務内容について把握できる体制づくりに努めるものとする。

なお、県災害対策本部における発災後の業務内容及び市町・関係機関との具体的な連携体制については、第3章「発災後対応編」(P17～)に記載する。

2 物資集積拠点運営体制の構築

救援物資の受入に当たり、県活動要領では、県は、各市町に物資を輸送するための拠点（一次輸送拠点）として、物資拠点を開設し、各市町は、各避難所へ物資を輸送するための拠点（二次輸送拠点）として、物資集積場所を開設することとなっている。

県・市町は、発災後、これらの物資拠点及び物資集積場所（以下合わせて「物資集積拠点」という。）を円滑に選定、運営するため、平時から次に掲げる拠点運営体制の構築に取り組む必要がある。

(1) 物資集積拠点（物資拠点・物資集積場所）の選定

物資集積拠点の選定に当たっては、拠点の場所、道路事情、保管スペース、設備等を総合的に勘案し、大規模な物資の保管に適した拠点を選定する。

また、必要に応じて、民間企業等の物流施設等（トラックターミナル、倉庫、JA 集配センター等、（以下「民間物資拠点」という。））を活用することも検討する。

なお、物資集積拠点として使用する施設については、一般の避難者が避難する施設（指定避難所等）との重複は極力避けるよう、配慮が必要である。

【物資集積拠点に求められる要件】

項目	要件
地方公共団体内での位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資拠点が担うエリアの大きさや対応する人数などを踏まえて、拠点数や規模を決定すること。 ● 輸送先である避難所の分布からみて良好な位置であること。 ● 想定される被災規模に対して、物資拠点の立地場所やその周辺が十分な耐震性を有し、液状化や浸水リスクが低いこと。
周辺の道路環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路などの幹線道路とのアクセスが良好であること。 ● トラックの通行が可能な拠点周辺の道路であること。
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● トラックから荷卸しできるスペースや、仕分スペースが確保できること（入荷と出荷で出入口が分かれることが望ましい）。 ● 物資の品目によっては、ある時期から出荷が止まり滞留する可能性があり、保管するにあたって十分なスペースがあること。 ● 物資拠点内のトラックの経路を検討し、無駄なく移動できること。
耐荷重	<ul style="list-style-type: none"> ● フォークリフトなど荷役機器での作業が可能な天井高や耐荷重があること（一般的な物流倉庫では、1.5 トン/㎡程度の床面荷重）。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根があること（難しい場合は、別途テントなどの準備が望ましい）。 ● 電源があること（非常用電源があることが望ましい）。 ● FAX などの通信機器がある、又は配備できること。

（国土交通省・国土交通省政策研究所「支援物資供給の手引き」から抜粋）

① 県物資拠点（一次輸送拠点）

県では、県活動要領において、県物資拠点として次の施設を選定しており、南海トラフ地震等の大規模災害時には、国具体計画に基づくプッシュ型支援等、全国からの救援物資の受入先となっている。

【県物資拠点一覧】

No.	施設名	所在地	屋内面積(㎡)	備考
1	山根公園	新居浜市角野新田町 3-10	1,326	
2	アウトドアオアシス石鎚	西条市小松町新屋敷乙 22-29	3,325	
3	愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）	松山市大可賀 2-1-28	7,651	
4	愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙 46 他	3,300	
5	生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセンター	松山市上野町 650	1,236	国の計画上は代替施設
6	宇和運動公園	西予市宇和町卯之町 3-517	1,857	国の計画上は代替施設
7	宇和島市総合交流拠点施設（道の駅みま）	宇和島市三間町務田 180-1	2,284	

② 民間物資拠点

県では、民間物資拠点の活用について、（一社）愛媛県トラック協会、愛媛県倉庫協会及び愛媛県冷凍協会（以下それぞれ「県トラック協会」「県倉庫協会」「県冷凍協会」という。）と協定を締結しており、民間施設の活用についても体制を構築している。

【愛媛県内の民間物資拠点候補施設一覧】

No.	施設名	所在地	施設区分	倉庫面積(m ²)	荷捌き面積(m ²)
1	一宮運輸(株)新居浜物流センター1号倉庫	新居浜市多喜浜 6-8-33	倉庫	5,781	2,308
2	一宮運輸(株)新居浜物流センター2号倉庫	新居浜市多喜浜 6-8-33	倉庫	410	-
3	四国西濃運輸(株)松山支店	東温市上村甲 980	トラックターミナル	-	3,630
4	佐川急便(株)松山営業所	伊予郡砥部町八倉 125	トラックターミナル	-	1,300
5	日本通運(株)松山ターミナル事業所	伊予市八倉 160	トラックターミナル	-	7,735
6	日本通運(株)新居浜支店	新居浜市多喜浜 6-10-3	トラックターミナル	-	1,338
7	四国福山通運(株)大洲営業所	大洲市新谷 325-1	トラックターミナル	-	1,248
8	日本通運(株)西予営業所	大洲市北只 1503-15	トラックターミナル	-	600
9	四国福山通運(株)宇和島営業所	宇和島市伊吹町甲 1179-1	トラックターミナル	-	1,440
10	日本興運(株)中央物流センター	四国中央市三島中央 1-2330, 2331	倉庫	22,576	1,529

(出典：四国運輸局)

ただし、民間施設の活用については、通常は発災時も営業しているため、使用できない場合や、仮に使用できるとしても、全てのスペースを県物資拠点として使用することが難しい場合があることを考慮しておく必要がある。

③海上輸送拠点

国具体計画では、陸路による輸送が困難な場合や、一度に大量の物資輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、海上輸送を行う必要が生じた場合に備え、松山港、宇和島港、新居浜港の3港を海上輸送拠点に選定しており、優先的に航路啓開等を実施することとしている。

④市町物資集積場所（二次輸送拠点）

各市町では、平成30年1月現在、次の施設を物資集積場所に指定している。

【各市町物資集積場所一覧】

地域	機関名	拠点名	住所
東予	今治市	今治市営中央体育館	今治市 別宮町 6-2-2
		波方公園体育館	今治市 波方町樋口乙 730
	新居浜市	新居浜市農業協同組合経済センター	新居浜市 坂井町 3-10-40
		新居浜市市民文化センター	新居浜市 繁本町 8-65
		黒島海浜公園	新居浜市 黒島 2-12
	西条市	西条市総合体育館	西条市 ひうち 1-2
		ひうち体育館	西条市 ひうち 1-3
		西条西部体育館	西条市 氷見乙 601
		ピバ・スボルティア saijo	西条市 河原津新田甲 157
		西条市民公園防災倉庫	西条市 大町 457
		丹原体育館	西条市 丹原町久妙寺甲 288-1
		東予体育館	西条市 周布 396
		小松体育館	西条市 小松町妙口甲 34-1
	四国中央市	伊予三島運動公園	四国中央市 中之庄町 1678-5
	上島町	弓削小学校	上島町 弓削引野 1228
スポレク公園体育館		上島町 生名 4528	
岩城保健センター		上島町 岩城 2239	
魚島小・中学校		上島町 魚島1番耕地 828	
松山市		松山市総合コミュニティセンター（企画展示ホール）	松山市 湊町 7-5
伊予市	伊予市民体育館	伊予市 森甲 91-1	
	しもなだ体育館	伊予市 双海町串甲 3670-12	
	長沢体育館	伊予市 中山町佐礼谷 1-4	
東温市	東温市役所（倉庫）	東温市 見奈良 530-1	
	東温市役所川内支所（倉庫）	東温市 南方 286	
	川内中学校（理科準備室）	東温市 南方 467-1	
	川上小学校（家庭科室）	東温市 北方甲 2655	

		西谷小学校（体育館）	東温市	則之内乙 835
		東谷小学校（調理室）	東温市	則之内甲 334
		農林業者トレーニングセンター	東温市	田窪 235
	久万高原町	すばく久万屋内ゲートボール場	久万高原町	上野尻乙 246-1
	松前町	松前公園体育館	松前町	筒井 638
	砥部町	砥部町中央公民館	砥部町	室内 1369
南予	宇和島市	JA えひめ南宇和島共選場	宇和島市	伊吹町甲 1503-3
		JA えひめ南味楽共選場	宇和島市	吉田町立間 2-2222
		JA えひめ南津島集荷場	宇和島市	津島町高田甲 336
	八幡浜市	八幡浜南環境センター	八幡浜市	若山 9 番耕地 40
	大洲市	大洲市防災センター	大洲市	若宮 1869-1
	西予市	道の駅どんぶり館	西予市	宇和町稲生 118
		明浜老人福祉センター	西予市	明浜町俵津 3-283
		野村公会堂	西予市	野村町野村 12-617-1
		城川総合運動公園・農業者トレーニングセンター	西予市	城川町土居 30-2
	内子町	三瓶共選柑橘選果場	西予市	三瓶町朝立 1-546-39
		五十崎体育館	内子町	平岡甲 682-1
	伊方町	内子東自治センター	内子町	五百木 187
		伊方共同選果場	伊方町	湊浦 738
	松野町	三崎選果場	伊方町	二名津 1693
		瀬戸選果場	伊方町	三机 2989-11
		松野町コミュニティセンター	松野町	大字松丸 342・344
	鬼北町	広見体育センター	鬼北町	大字近永 800-1
	愛南町	愛南町役場一本松支所書庫・車庫棟	愛南町	一本松 3535
		愛南町消防庁舎車庫棟	愛南町	蓮乗寺 473
		えひめ南農協野菜出荷場	愛南町	城辺甲 3986
えひめ南農協南宇和城辺支所（南宇和支所）東倉庫		愛南町	城辺乙 451	

コラム2：西日本豪雨災害時における救援物資供給対応について（事例紹介）

○県物資拠点の選定について

平成30年西日本豪雨災害では、被害の大きかった南予3市を中心に物資供給を行う必要があったことから、県の物資拠点のほか民間物資拠点も含め、各施設や周辺道路の被災状況等を勘案したうえで、民間施設であるJAえひめ中央伊予選果場を物資拠点として選定した。

選定にあたっては、被災市への輸送を考慮し、高速道路のインターチェンジへのアクセス等、周辺の道路環境に優れた面などを考慮し検討した結果、当該JAの全面的な協力もあり、同JAの選果場を県の物資拠点として選定することとなった。

伊予選果場は、高速道路の伊予ICから約5分と立地がよく、屋根つきの広大なスペースがあり収容能力が大きく、フォークリフトが使い積み下ろしが容易なことから、円滑に物資輸送を行うことができたことと検証結果報告書において報告されるなど、物資拠点として効率的に運用することができた。

（2）拠点運営体制の検討

①役割分担の検討

物資集積拠点の運営に関しては、主に下表のような機能が必要とされている。

県・市町においては、発災後に円滑に物資供給を行うため、事前に拠点運営に当たる人員を選定し、役割分担を明確化しておく必要がある。

【支援物資供給に必要な機能】

機能	概要	関係者	場所・備考
入荷	<ul style="list-style-type: none"> トラックなどで輸送された支援物資を集積所や避難所で受け取り、検品・検数、保管場所への移動を実施する。 	地方公共団体が主たる実施者。 実作業は、地方公共団体から委託された倉庫協会や倉庫事業者などが担当することもある。	集積所・避難所 （物資によっては、フォークリフトなどの荷役機器が必要となる。）
保管	<ul style="list-style-type: none"> 入荷した支援物資を出荷指示まで管理する。 被災者のニーズに合わせて物資が提供可能となるように品目別の数量を常時把握するとともに入荷日や出荷日を管理する。 		
出荷	<ul style="list-style-type: none"> 保管されている支援物資を、贈り先別に仕分けてトラックなどに積み込む。 		
輸送	<ul style="list-style-type: none"> 物資提供者の拠点や集積所といった場所から、目的地である集積所や避難所へと支援物資をトラックなどで運ぶ。 	地方公共団体や物資提供者から委託されたトラック協会や運送事業者が実施する。	物資提供者の出荷場所、集積所。

（国土交通省・国土交通省政策研究所「支援物資供給の手引き」から抜粋）

②資機材等の準備

大規模災害時の災害対応業務は多岐にわたり、また物資の数量も膨大となることから、物資集積拠点の運営に関して十分な人員を確保できない可能性がある。

県・市町においては、このような事態に備え、少ない人員でも拠点運営が可能となるよう、事前に拠点運営に必要な資機材等を準備（関係団体等との協定等による確保を含む。）するとともに、その使用方法等について習熟するよう努めるものとする。

【物資集積拠点での使用が想定される主な資機材等】

資機材名	用途
パレット（1.1m×1.1m）	品目ごとの物資の保管 等
ロールボックスパレット（カゴ台車）	品目ごとの物資の保管、ピッキング作業 等
フォークリフト	パレットの運搬、荷卸、積込（要資格）
ハンドリフト	パレットの運搬
台車	物資の運搬、ピッキング作業 等
ローラーコンベア	トラック荷台からの荷卸
発電機	機器の充電等
投光器	夜間作業
通信機器（無線機、トランシーバー、衛星電話、FAX等）	駐車場内におけるトラックの誘導、災害対策本部との連絡調整
PC・タブレット端末	物資保管状況、輸送状況等の管理・確認用
その他	記録に必要なホワイトボード、マーカー、用紙、筆記具等の資機材

(3) 拠点レイアウト・動線の検討

物資の受入について、到着した物資から順次空いているスペースに詰め込むと、物資が膨大になった際に保管場所が分からなくなる、取り出しが困難になるなど、在庫管理や搬送作業の支障となる可能性がある。

また、物資を搬入・搬出する際も、拠点周辺の道路状況等によっては、渋滞や混乱が発生する可能性がある。

このため、県・市町においては、各拠点における物資の受入に関して、物流専門家の意見も参考に、事前に保管レイアウトや車両動線等のある程度想定しておく必要がある。

①想定物資受入数量の検討

国具体計画では、愛媛県内の広域物資輸送拠点（県物資拠点）に輸送する物資品目及び数量について、下表の通り示されている。

【各拠点におけるプッシュ型支援の想定受入数量】

広域物資拠点名	食料 (単位:食)	毛布 (単位:枚)	育児用調整粉乳 (単位:kg)	乳児・小児用おむつ (単位:枚)	大人用おむつ (単位:枚)	携帯・簡易トイレ (単位:回)	トイレトペーパー (単位:巻)	生理用品 (単位:枚)
山根公園	713,800	91,545	215	37,287	7,931	722,527	35,691	46,724
アウトドアオアシス石鎚	700,600	89,851	212	36,597	7,785	709,153	35,030	45,859
県総合運動公園 (青少年ふれあいセンター・生涯学習センター)	329,700	42,276	100	17,219	3,663	333,670	16,482	21,578
愛媛県国際貿易センター	1,133,600	145,392	342	59,219	12,596	1,147,518	56,684	74,207
宇和島市総合交流センター (道の駅みま)	1,046,300	134,179	316	54,652	11,625	1,059,021	52,313	68,485
計	3,924,000	503,243	1,185	204,974	43,600	3,971,889	196,200	256,853

※上記のほか、飲料水について、被災地内外の水道事業者等による応急給水を行うこととしている。

県は、プッシュ型支援について、上表のとおり各拠点に搬入が完了した後、各市町の物資集積場所に搬送する（プッシュ型支援の搬送計画については、第3章「発災後対応編」(P31～32)に記載）。

各物資集積拠点の運営担当者は、国によるプッシュ型支援の想定受入数量を念頭に置いたうえで、拠点運営計画を検討する。

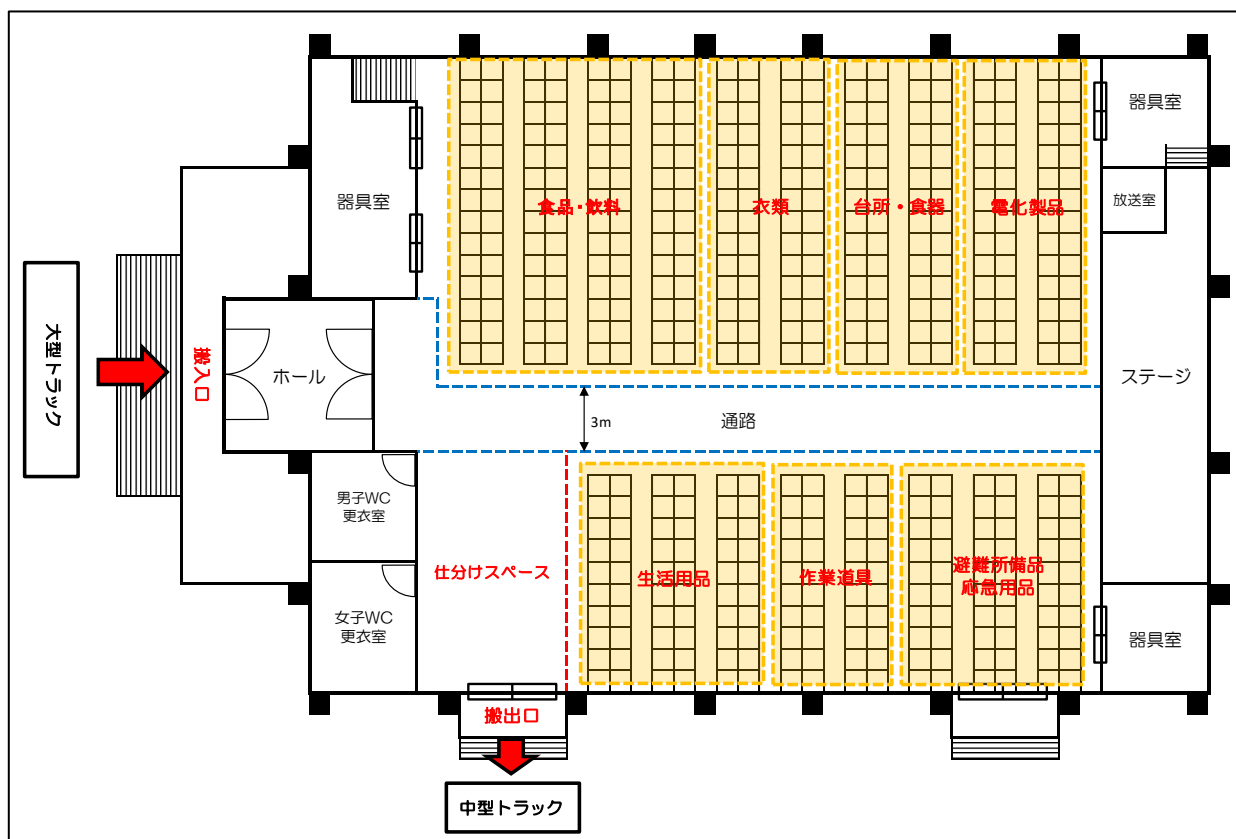
②拠点レイアウトの検討

拠点レイアウトの検討に当たっては、可能な限り下表の事項について考慮する。

- ア) 想定物資受入数量の確認
 - ・国具体計画におけるプッシュ型支援の受入想定数量や、県地震被害想定調査に基づく想定避難者数から、各拠点で想定される受入物資数量を確認すること。
- イ) 品目別管理
 - ・物資については、品目ごとに保管場所を設定すること。
 - ・どこにどの物資を保管しているか分かるよう、品目表示板等を設置すること。
- ウ) 通路の確保
 - ・パレットやカゴ台車を各保管場所まで移動できるよう、中心部に通路を確保すること。
 - ・奥にある物資についても確認ができるよう、物資と物資の間にもスペースを確保すること。
- エ) 仕分けスペースの確保
 - ・二次輸送拠点、避難所等へ送る物資を仕分けするためのスペースを搬出口の近くに確保すること。
- オ) 搬入口・搬出口の区別
 - ・混乱を避けるため、可能な限り物資の搬入口、搬出口を区別しておくこと。

上記の事項を踏まえた、一般的な体育館を物資集積拠点として使用する場合のレイアウト例は、次のとおり。

【物資集積拠点のレイアウト例（体育館使用ケース）】



なお、上記のレイアウトはあくまでも一つの例であるため、実際のレイアウトの検討にあたっては、施設の状況等を考慮する必要がある。

③動線の検討

大規模災害時には、国によるプッシュ型支援に加え、全国から膨大な救援物資が届くことが予想される。

これらの救援物資は大型トラックで輸送されることが想定され、渋滞等の混乱につながる可能性があるため、拠点ごとに、事前に大型トラックの待機場所や、動線を決めておく必要がある。

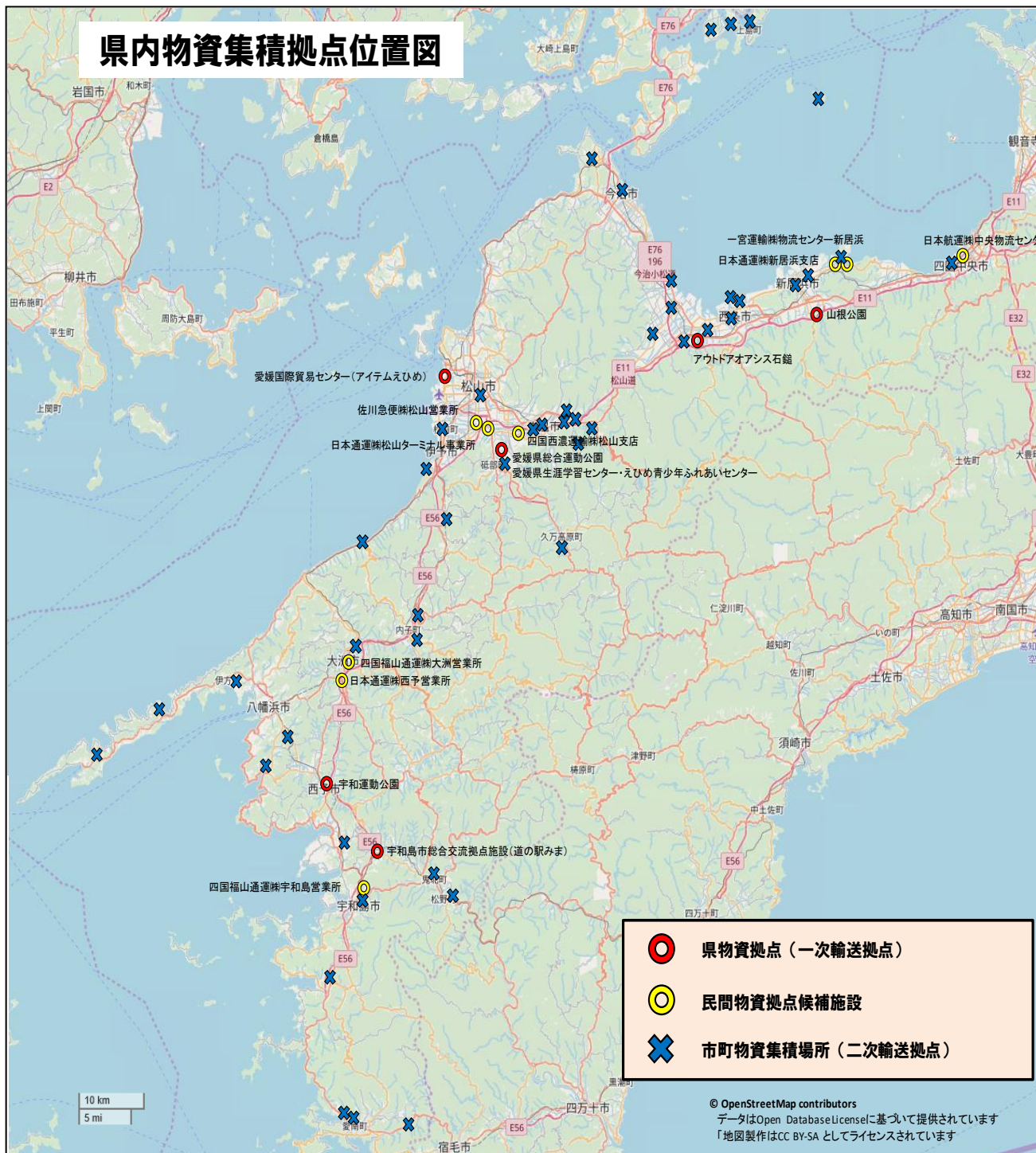
待機場所について、物資集積拠点となる施設の駐車場等を待機スペースとするのが理想であるが、施設内に確保することが困難な場合には、近隣施設の駐車場、広場等を活用することも検討する。

また、待機場所には誘導員を配置し、無線機等で常に物資集積拠点と連絡がとれる体制を整備するとともに、物資集積拠点の近隣の道路が大型車の離合が困難な場合なども同様に、誘導員を配置し、通行に混乱が生じないようにするなどの配慮が必要である。

（４）拠点運営マニュアルの作成

県・市町においては、災害発生時に物資輸送業務に不慣れな行政職員や他自治体からの応援職員、ボランティア等による円滑な物資集積拠点の運営ができるよう、上記の内容を踏まえた、拠点ごとの拠点運営マニュアルを早期に作成する必要がある。

【参考：県内物資集積拠点位置図（平成30年1月現在）】



3 物資供給に関する協定の締結促進

大規模災害時には、県・市町職員は膨大な災害対応業務に取り組む必要があり、物資供給業務に十分な人員を割けないことも考えられる。このため、平時から、物資の輸送・保管・荷役などのノウハウを有する民間物流事業者等と協定を締結し、連携体制を構築する必要がある。

また、大規模災害時には、各自治体の備蓄物資では十分でないことが予想されるため、

物資の確保についても、各種企業・団体等との協定の締結を促進する必要がある。

(1) 物資の輸送に関する協定

物資の輸送に関しては、トラック等による陸路輸送を想定した地元運送事業者等との協定のほか、陸路で搬送できない離島部がある市町においては、旅客船事業者や地元漁協等との協定締結により、船舶等の輸送手段の確保に努める。

(2) 物資の保管・資機材の確保に関する協定

物資集積拠点については、各自治体が所有する公的施設（体育館等）のほか、拠点の被災、保管スペースの不足、施設の使い勝手等を考慮し、物流事業者等との協定により、民間物流施設（トラックターミナル、倉庫、JA 配送センター等）を民間物資拠点として活用するための体制を整備するよう努める。

また、限られた人員で効率的な物資供給業務を行うため、パレットやフォークリフト等の資機材や荷役機器についても、合わせて調達できる体制を整備する必要がある。

【参考：県が締結している物資輸送・保管等に関する災害時応援協定】

項目	協定名	協定締結先
物資輸送	災害時の物資等の輸送に関する協定	(一社) 愛媛県トラック協会
	災害時の船舶による輸送等に関する協定(物資)	愛媛県内航海運組合連合会
	災害時の船舶による輸送等に関する協定(人員等)	愛媛県旅客船協会
	災害時における自動車等の提供に関する協定	愛媛県レンタカー協会
	災害時の物資等の輸送に関する協定	赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会
民間物資拠点 物流専門家派遣	災害時における物資の保管等に関する協定	愛媛県冷凍協会
	災害時における物資の保管等に関する協定	愛媛県倉庫協会
	災害時の物資等の輸送に関する協定(再掲)	(一社) 愛媛県トラック協会

(3) 物資の調達に関する協定

災害発生直後に必要となる物資については、住民自らの備蓄と公的備蓄により応急的な対策を行うこととしているが、大規模災害時には自治体の備蓄が不足することも考えられるため、民間企業等の在庫品を活用した流通備蓄を確保するための協定の締結を推進する。

その際、物資の提供だけでなく、各企業等の所有する車両等による、自治体の指定する場所までの輸送も含めて協定に盛り込んでおくことにより、自治体の負担を軽減することが可能である。

(4) 他自治体との広域応援協定

大規模災害時には、被災自治体の物資集積拠点の被災状況や、拠点周辺の交通状況等によっては、被災地内の拠点ではなく、被災地外にある物資集積拠点を活用することが有効なケースがある。

そのため、県・市町においては、他の自治体と締結する広域応援協定において、人的（物資集積拠点への職員の派遣等）・物的（物資の提供）支援のほか、応援自治体側の物資集積拠点の活用についても、積極的に検討するものとする。

4 関係機関の連携体制の強化

(1) 要請様式・単位の統一化

災害時には、多種多様な物資ニーズが発生するが、各市町で要請様式、品目、単位等が異なると、県全体における物資需要の把握や、物資供給に支障が生じる。

このため、本県における物資供給業務については、県・市町間において、要請様式及び物資の品目・単位について統一化を図るものとする。

なお、使用する様式及び使用方法は、第3章 発災後対応編 (P33~42)に記載する。

(2) 備蓄物資の搬送体制の確認

県・市町は各自治体が備蓄している物資について、発災後速やかに住民に提供できるよう、平時から搬送体制（搬送担当者の設定、搬送手段の確保）を検討する。

また、発災時に迅速に物資の保管場所、数量、保管状況等を確認するため、毎年備蓄物資の数量及び保管状況について点検を行うものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

災害対策基本法では、大規模災害時には、公安委員会の権限で一定区間の道路の通行禁止及び制限を行うことができるとされている。

当該措置が実施された場合、該当区間は、緊急自動車（消防車両等）のほか、公安委員会が確認した災害応急対策車両のみ標章が交付され、通行が認められる。

しかしながら、災害発生後の緊急通行車両の審査には時間を要することが予想されるため、愛媛県公安委員会では、災害応急対策車両について事前に通行の届出を行い、発災後に所要の審査を経ずに標章を交付できる制度が定められている（緊急通行車両の事前届出制度）。

このため、災害発生後に物資輸送を担う協定締結先企業等の車両について、積極的に当該制度を活用できるよう、県・市町は、協定締結先企業等に対して制度の周知に努めるものとする。

(4) 物資搬送ルート of 事前検討

物資輸送を円滑に実施するため、県物資拠点と市町物資集積場所、市町物資集積場所と各避難所等を結ぶ主要ルートについて、事前に確認しておき、発災後は当該ルートの使用可否について速やかに情報収集し、物流事業者等と共有できる体制を整備する。

特に、市町物資集積場所から避難所への輸送（ラストワンマイル）について、当該ルートが大型トラックに対応しているかどうかを確認するとともに、離島部への輸送に当たっては、海上輸送ルートについても合わせて検討しておく必要がある。

なお、搬送ルートの検討に当たっては、愛媛県道路啓開計画（平成29年3月策定）に基づき、緊急輸送道路の啓開作業が行われることを前提として検討するものとする。

(5) 救援物資供給訓練等の実施

県・市町は、災害時応援協定締結先や物資集積拠点の施設管理者等に対し、発災後に

速やかに連絡を取れるよう、平時から関係機関の連絡先名簿等を作成しておくとともに、定期的に更新を行うものとする。

また、県・市町においては、避難所からの物資要請から物資調達、供給までの一連の流れを確認するため、関係機関を交えた図上演習等を定期的実施し、必要に応じて計画や様式等の修正等に取り組むほか、各自治体を実施する総合防災訓練等において、実際に物資集積拠点に指定されている施設を使用し、物資の搬入から搬送までの実動訓練を実施することにより、関係機関との連携を強化するとともに、実務担当者のスキルアップを図るものとする。

第3章 発災後対応編

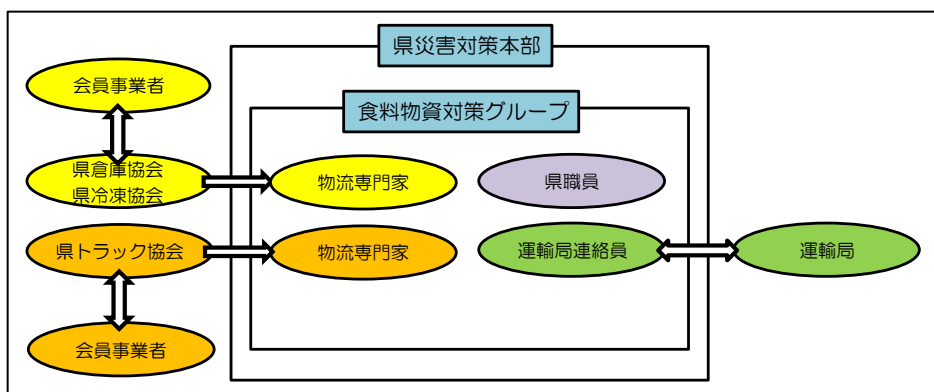
1 物資供給担当班の設置

県・市町においては、救援物資を円滑に受け入れるため、大規模災害発生後、速やかに、物資の調達・保管・輸送等に関する事務を一元的に実施する班（以下「物資供給担当班」という。）を設置し、対応に当たるものとする。

関係機関は、被災自治体における救援物資供給業務の支援のため、必要な体制を整えるものとする。

(1) 県災害対策本部

【県災害対策本部における関係機関の参集体制】



①食料物資対策グループの設置

県においては、南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、県災害対策本部（以下「県本部」という）が設置された場合は、統括調整・司令室長（防災局長）の指示のもと、物資供給担当班として、関係各課で構成される「食料物資対策グループ」を設置し、物資の調達・保管・輸送等に関する事務について一元的に実施する。

【食料物資対策グループ構成課】

グループ長 (各課長の輪番)	農産園芸課長、経営支援課長、漁港課長、港湾海岸課長
構成課	交通対策課、県民生活課、防災危機管理課、環境政策課、保健福祉課、産業政策課、経営支援課、農産園芸課、水産課、漁港課、港湾海岸課、義務教育課、高校教育課

②物流専門家・各機関連絡員の参集

物資供給業務に関しては、物流に関する専門的な知見が必要となることから、食料物資対策グループは、グループの設置後速やかに県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会に対し、災害時応援協定に基づく「物流専門家」の派遣を要請する。

特に、南海トラフ地震の発生時には、国によるプッシュ型支援が実施されることから、物流専門家は可能な限り県本部に自動参集する（参集後、正式要請を行う。）。

【県本部における物流専門家の主な役割】

- ・ 民間物資拠点の被災状況に関する情報提供、物資拠点選定に関する助言
- ・ 民間物資拠点開設時における物資受入に関する調整
- ・ 物資拠点への物流専門家の派遣及び拠点運営に必要な資機材・人員に関する調整
- ・ 物資の輸送手段の確保に関する調整

また、四国運輸局から連絡員（リエゾン）が派遣された場合は、同連絡員と情報共有を行い、広域的な物資輸送手段の確保や、県外の民間物資拠点の使用について必要な調整を行う。

【食料物資対策グループにおける役割分担】

業務名	担当者	役割
統括	・県職員 ・四国運輸局 ・物流専門家	・グループの統括・指揮 ・人員配置及び災害対策本部各班との連絡調整 ・物資拠点の開設判断、拠点運営に必要な人員・資機材確保 ・市町からの物資要請に関する進捗状況の管理
受付	・県職員	・各市町からの物資要請の受付 ・要請に対する対応状況の各市町への連絡
物資調整	・県職員	・物資拠点の在庫状況等の情報収集 ・要請物資への対応可否の確認、物資の全体調整 ・物資の不足状況の確認及び報告
要請・調達	・県職員	・協定先企業、国、全国知事会等への支援物資の要請・調達 ・義援物資の申出に対する対応
輸送	・県職員 ・物流専門家	・輸送に必要な車両、船舶等の手配 ・地方本部広域物資拠点対策班への物資搬送指示 ・道路情報、給油所情報等に関する物流事業者への情報提供

③地方本部広域物資拠点对策班の設置

各地方本部においては、県物資拠点の開設が必要となる大規模災害時には、広域物資拠点对策班を設置し、拠点の開設について、施設管理者と必要な調整を行うとともに、拠点開設後は、各拠点に派遣される物流専門家や物流事業者等と連携して、救援物資の搬入・仕分け・搬出等の業務に取り組む。

【県物資拠点における役割分担例】

業務名	担当者	役割
統括	・県職員	・班の統括・指揮 ・人員配置及び県災害対策本部、地方本部各班との連絡調整
運営管理	・物流専門家 ・県職員	・拠点内レイアウト等の検討 ・道路被災状況等の情報収集、輸送ルートを選定
出入荷管理	・物流専門家 ・県職員	・輸送車両からの荷卸し・検品、入荷管理 ・輸送車両への荷揚げ、在庫票からの引き落とし等
在庫管理	・物流専門家 ・県職員	・物資在庫状況の管理 ・停滞状況、不足状況等の確認
警備・車両誘導	・県職員 ・警備業者	・輸送車両誘導
作業	・物流事業者 ・県職員	・フォークリフト操作（物流事業者のみ） ・物資搬入、保管、搬出作業全般

(2) 各市町災害対策本部

各市町災害対策本部においては、本部に物資供給担当班を設置し、避難所物資担当及び県本部と連携を図りながら、業務に取り組むものとする。

【各市町災害対策本部における役割分担例】

業務名	役割
避難所物資担当	・避難所での物資の荷卸し、避難者への配布 ・避難所での物資ニーズの収集、災対本部への要請

受付担当	<ul style="list-style-type: none"> 避難所からの物資要請の受付及びとりまとめ
物資調整担当	<ul style="list-style-type: none"> 物資供給に関する全体計画の作成 避難所への物資配送の指示 物資の不足状況の確認及び報告 物資集積場所の開設判断
要請・調達担当	<ul style="list-style-type: none"> 協定先企業、県災害対策本部等への支援物資の要請・調達 義援物資の申出に対する対応
輸送担当	<ul style="list-style-type: none"> 輸送に必要な車両、船舶等の手配、輸送計画の作成 道路情報等に関する県、物流事業者等への情報提供
物資集積場所管理担当	<ul style="list-style-type: none"> 物資集積場所における物資の入荷、保管、避難所への出荷 在庫管理及び災害対策本部への報告

(3) 県トラック協会・県倉庫協会・県冷凍協会

各機関においては、発災後速やかに会員の被災状況を確認し、災害時応援協定に基づく県への協力の可否について検討する。

また、県本部から、物流専門家の派遣について要請があった場合は、県本部に物流専門家を派遣し、物資の輸送・保管等に関して助言を行うとともに、各協会や会員事業者との調整を行う。

特に、南海トラフ地震発生時には、国によるプッシュ型支援が実施され、膨大な救援物資が輸送されると考えられるため、県からの要請を待たずに、可能な限り早い段階で県本部に物流専門家を派遣するよう努める。

2 情報収集・情報共有

(1) 県本部（食料物資対策グループ）

①連絡窓口の周知・確認

食料物資対策グループは、市町や地方本部、物資拠点等に対してグループの設置情報や連絡窓口を周知するとともに、各市町物資供給担当班の連絡窓口及び物資集積場所の開設状況を確認する。

確認した連絡窓口及び物資集積場所の開設状況については、地方本部や協定先締結先企業等と情報共有する。

②県内市町の被災状況の把握

食料物資対策グループは、県外からの物資の調達・受入の必要性を確認するため、情報収集・連絡班からの情報や愛媛県災害情報システムにより、各市町の被害規模や避難状況をできる限り把握し、物資需要を推測する。

③関係機関の対応可否の確認

食料物資対策グループは、災害時応援協定（物資調達・輸送・保管業務の支援）締結先企業・団体に対し、被害状況及び協定に基づく支援の可否について確認する。

④物資拠点の被災状況の把握

食料物資対策グループは、物資拠点や周辺道路等の被災状況、電力使用の可否、不足する資機材等について、地方本部広域物資拠点对策班を通じて情報収集し、拠点開設の

可否について確認する。

また、物資拠点の情報収集と併せて、同様、県トラック協会・県倉庫協会・県冷凍協会に対して、民間物資拠点の活用の可否についても確認する。

⑤道路、港湾等の被災状況の把握

食料物資対策グループは、物資輸送に必要な道路（緊急輸送道路等）や、港湾施設の被災状況、復旧見込み等について、ライフライン・交通対策班及び土木対策部を通じて情報収集する。

収集した情報については、物資輸送関係機関に対して、適宜情報共有を図る。

（2）地方本部（広域物資拠点对策班）

①物資拠点被災状況の確認

地方本部広域物資拠点对策班は、物資拠点や周辺道路等の被災状況、電力使用の可否、不足する資機材等について情報収集するとともに、拠点開設の可否を確認する。

【拠点開設可否に係る主な確認事項】

区分	確認項目	主な確認事項
施設	施設安全面	・建物が傾いていないか、壁に大きなひび割れ等がないか。
		・窓ガラス、天井等、危険な落下物がないか。
		・ガス漏れ、近隣での火災等はないか。
		・来客、避難者等の住民対応は完了しているか。
施設機能	・物資の保管、荷捌き、仕分け等に使用可能なスペースはあるか、又は近日中に使用可能なスペースがあるか。	
	・施錠は可能か。	
	・トラックの進入路及び周辺道路で破損している箇所はあるか。	
資機材	・電源、通信手段、照明、放送施設等を使用可能か。	
	・上下水道、トイレ等を使用可能か。	
	・物資集積拠点運営用資機材のうち、使用できないものはあるか。	
	・フォークリフト、パレットなどの機器はあるか（民間施設のみ）。	

②備蓄物資の状況確認

地方本部広域物資拠点对策班は、市町からの支援要請に備え、各地方局に分散備蓄している県備蓄物資について、保管場所や搬出可能数量の確認を行う。

（3）市町災害対策本部

①連絡窓口の周知・確認

各市町は、物資供給担当班の設置後、県に対して連絡窓口の連絡先を報告する。

②地域内の被災状況の把握

各市町は、管内の被害規模や避難状況をできる限り把握し、災害情報システム等を通じて県に報告する。

③関係機関の対応可否の確認

各市町は、災害時応援協定（物資調達・輸送・保管業務の支援）締結先企業・団体に対し、被害状況及び協定に基づく支援の可否について確認する。

④市町物資集積場所の被災状況の把握

各市町は、物資集積場所や周辺道路等の被災状況等について情報収集するとともに、拠点開設の可否を確認する。

(4) 関係機関

①県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会

県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会は、会員の被災状況の確認後、災害時応援協定に基づく民間物資拠点の活用の可否、物流専門家による支援の可否等について、県本部に対して報告する。

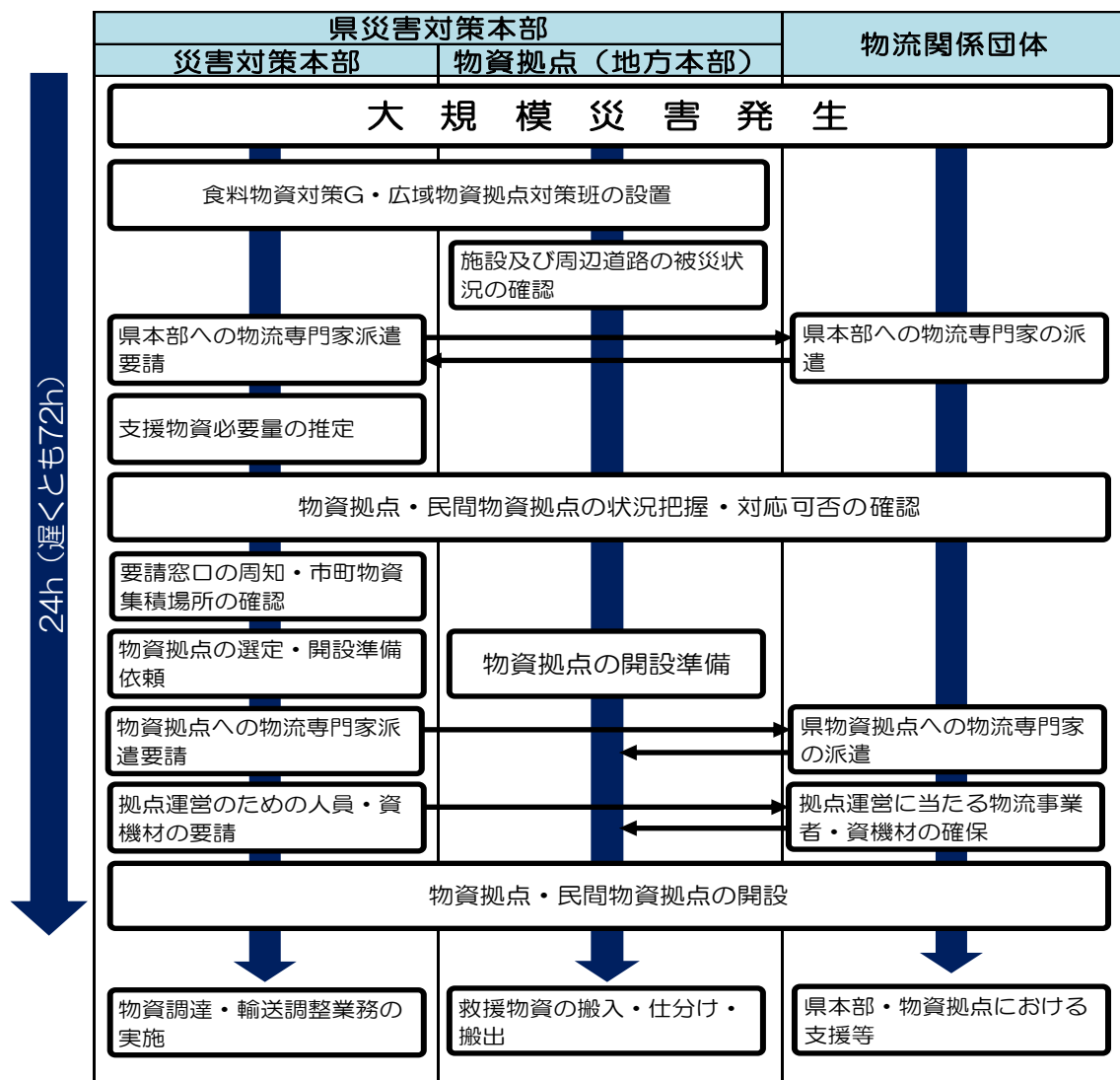
②四国運輸局

四国運輸局は、愛媛県外の民間物資拠点の活用可否や、交通・輸送状況等について確認した情報を、連絡員等を通じて県本部に報告する。

3 物資集積拠点の開設

(1) 県物資拠点（一次輸送拠点）の開設

【県物資拠点開設の流れ】



①拠点開設に関する判断

物資拠点の開設については、県本部において、各地方本部から報告された物資拠点の被害状況や、民間物資拠点の対応可否等に関する情報をもとに決定するが、開設に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(ア) 南海トラフ地震発生時

南海トラフ地震発生時は、被災地方公共団体において、必要な物資を迅速に調達することが困難と想定されることから、国は、被災地方公共団体からの要請を待たずに必要な物資を送り込む「プッシュ型支援」を行うこととなっている。

このため、県は、南海トラフ地震発生時には、国によるプッシュ型支援をスムーズに受け入れるため、速やかに国具体計画、県活動要領に基づき県内5か所の物資拠点を開設する（物資拠点についてはP6～8を参照）。

(イ) その他の大規模災害発生時

南海トラフ地震以外に、複数市町に広く被害が及ぶような大規模災害が発生した場合においては、被害地域や避難者の規模から想定される物資の数量、拠点候補施設の状況等を総合的に勘案して、開設する物資拠点を決定する。

ただし、被害が局地的な場合など、物資拠点を開設せず、直接被災市町の物資集積場所に物資を搬送する方が効率的と考えられる場合には、物資拠点の開設は行わず、被災市町において物資を円滑に受け入れるために必要な支援を行う。

(ウ) 開設する物資拠点の判断基準

開設する物資拠点については、事前に指定している7箇所の拠点（P7参照）から選定することを基本とするが、施設・周辺道路の被災状況や、資機材・人員の不足状況等を考慮し、必要に応じて民間物資拠点等の活用も検討する。

また、県内の施設ではなく、県外に拠点を設けることが望ましいと考えられる場合には、四国4県の広域応援協定に基づく他県の物資拠点の活用や、四国運輸局を通じた県外の民間物資拠点の活用も検討する。

(エ) 物資拠点の変更等

南海トラフ地震など、複数の物資拠点を開設した場合においては、拠点が分散することによる職員・物流事業者の負担等を考慮し、状況に応じて拠点数を減らすなどの対応をとる。

また、すでに物資拠点を開設している状況において、より効率的に物資を供給することが可能な拠点が確保できた場合等においても、必要に応じて拠点の変更を検討するものとする。

②物資拠点の開設

(ア) 県本部（食料物資対策グループ）

県本部は、開設する物資拠点の選定後、地方本部に物資拠点の開設を指示する。

また、拠点において円滑に物資を受け入れるため、県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会から県本部に派遣された物流専門家を通じて、各拠点への物流専門家の派遣を要請し、現地での物資拠点の運営に関する全体コーディネートを依頼する。

現地で必要と見込まれる人員・資機材（フォークリフト、パレット、通信機器等）

についても、地方本部からの要請や県本部に派遣されている物流専門家の意見を踏まえ、調達・手配する。

各地方本部の拠点開設準備が完了後、国、市町、関係機関等に対し、物資拠点の開設状況について周知する。

(イ) 地方本部（広域物資拠点对策班）

物資拠点の開設について県本部から指示を受けた地方本部は、当該拠点の施設管理者に対し、拠点開設及び職員の協力を依頼するとともに、現地に広域物資拠点对策班の職員を派遣し、施設管理者と協力して拠点開設の準備を行い、拠点の開設準備が完了後、県本部に対しその旨を報告する。

【拠点開設のための準備事項】

- ・施設の開錠、点検、立入禁止区域等の設定
- ・物資拠点運営用資機材（パレット、カゴ台車、フォークリフト等）の準備
- ・拠点レイアウト、車両動線等の設定、品目表示板等の設置 等

(2) 市町物資集積場所の開設

①拠点開設の判断

(ア) 物資集積場所の開設

各市町は、大規模災害発生時において、国や県から搬送される救援物資を受け入れ、各避難所等まで搬送するための中継拠点（二次輸送拠点）として、市町物資集積場所を開設する。

(イ) 開設する物資集積場所の判断基準

開設する物資集積場所については、事前に想定している物資集積場所候補施設（P7参照）から選定することを基本とするが、施設の被災状況等を鑑み、民間施設（倉庫、トラックターミナル、JA流通センター等）や、他市町の物資集積場所等の活用も検討することとする。

また、民間施設を活用する場合や、他市町に拠点を設けることが望ましいと考えられる場合において、各市町での対応が困難なときは、必要に応じて、県本部を通じて民間物資拠点や他市町の物資集積場所を確保する。

②物資集積場所の開設

各市町は、開設する物資集積場所の選定後、現地に職員を派遣し、施設管理者等と協力して物資集積場所開設の準備を行う。

物資集積場所開設準備の完了後は、県本部に対し、輸送経路、周辺道路の被災状況等と合わせて、開設状況を県に報告する。

(3) 関係機関の役割（県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会）

各協会は、県本部に派遣した物流専門家等を通じて、各物資拠点の状況を確認するとともに、拠点開設の判断に関する助言等を行う。

また、民間物資拠点の開設が必要な場合や、物資拠点の開設に当たり、人員・資機材等を確保する必要があるときも、必要な調整を行う。

4 物資の要請・調達・輸送（プル型支援）

（1）物資要請の流れ

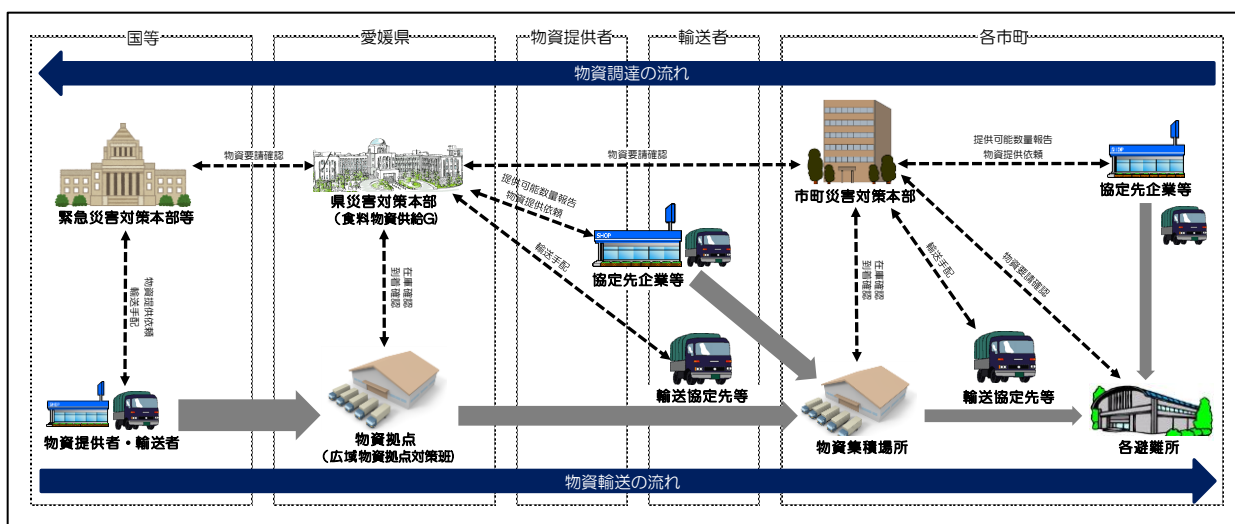
県・市町及び関係機関は、避難所からの具体的な救援物資要請に基づき、物資供給業務を実施する（プル型支援の実施）。

物資の要請・調達・輸送に関しては、県・市町間で統一した様式と品目分類を用いることとし、次のフローに基づき業務に取り組むこととする。

また、各機関が要請に基づいて実施した処理結果については、必ず要請元にフィードバックを行い、情報共有を図る。

なお、南海トラフ地震発生時には、プル型支援に先立ち、国によるプッシュ型支援が実施されるが、プッシュ型支援への対応については、P31～32「プッシュ型支援への対応」に記載することとする。

【救援物資の要請・搬送の流れ】



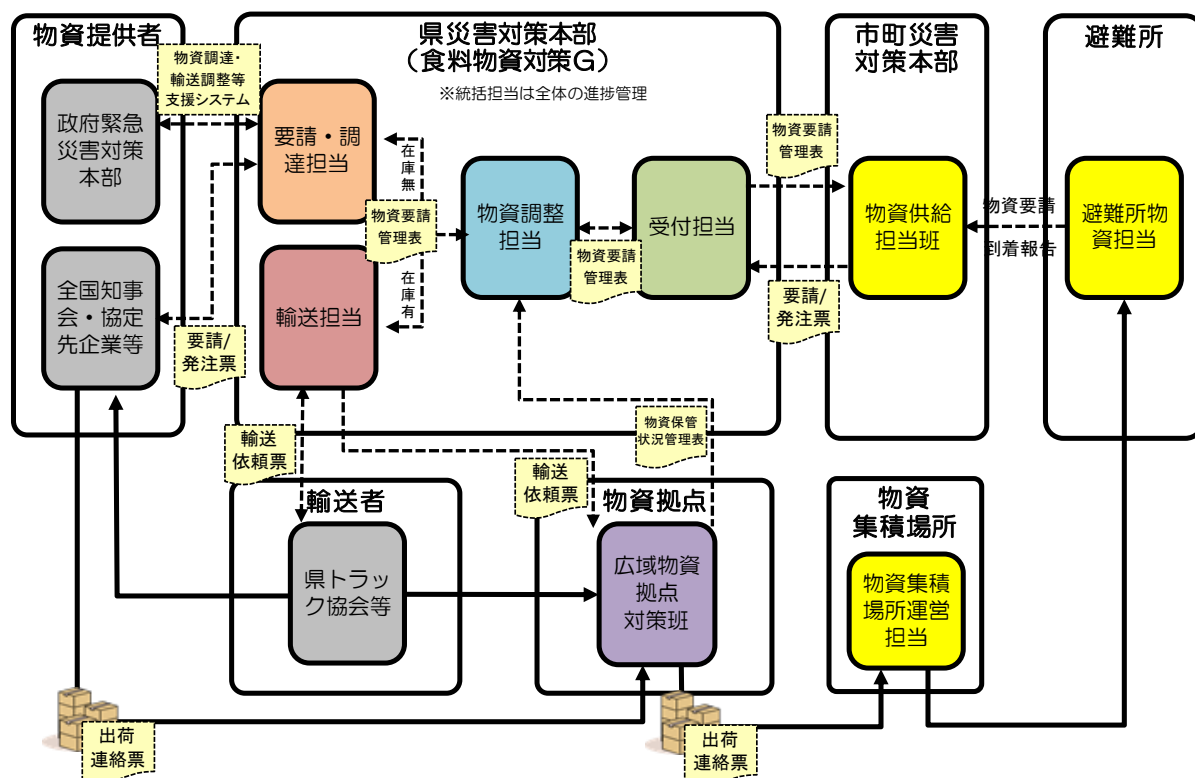
（2）様式・品目分類表の統一化

県・市町間の救援物資供給業務の実施に当たっては、下表の様式と品目分類表のとおり、統一化を図るものとする（各様式はP33～42を参照）。

【使用様式一覧】

様式番号	様式名	使用用途
1	物資要請/発注票	県本部、各市町において、物資提供者に対して物資の要請や発注をする際に用いる様式
2	物資輸送依頼表	県本部において、輸送を委託する運送事業者にも手配を依頼する際に用いる様式
3	物資出荷連絡票	県本部、物資提供者において出荷や荷受に必要な情報を関係者間でやり取りする際に用いる様式
4	物資要請管理表	県本部において、市町からの物資要請や対応状況を管理するための様式
5	物資保管状況管理表	地方本部において、各物資拠点における物資保管状況を管理し、県本部に報告するための様式
6	物資ラベル	物資に貼付し内容を容易に把握するラベル
7	品目分類表	支援物資の品目名・単位について一覧にしたもので、県本部、各市町の物資供給業務は本表に従い実施するものとする ※頻繁に供給が行われると想定される物資は太字で記載

【各様式の使用フロー図】



(3) 県本部（食料物資対策グループ）

①受付担当

受付担当は、市町からの要請受付窓口として、物資要請の取りまとめを行う。

(ア) 要請の受付・取りまとめ

受付担当は、様式1（物資要請/発注票）により、各市町から災害情報システム又はFAX等により要請される物資について、様式4（物資要請管理表）に取りまとめ

る。
 ※要請の取りまとめは、時間による区切り（1日につき1～2回など）を設け、間に合わなかった分は次回とりまとめに回すなどの対応を行う。

(イ) 物資調整担当への依頼

受付担当は、(ア)で取りまとめた様式4（物資要請管理表）を物資調整担当に提出し、調整を依頼する。

なお、市町から提出された様式1（物資要請/発注票）については、各担当がすぐに確認できるよう、受付番号順に整理して保管する。

(ウ) 物資調達状況の情報共有

(ア)で作成した様式4（物資要請管理表）について、各担当が対応状況を記載したものを、災害情報システム等を通じて市町・地方本部に情報共有する。

②物資調整担当

物資調整担当は、受付担当が取りまとめた物資要請の内容と、県で確保可能な物資とを照合し、対応を検討する役割を担う。

(ア) 物資拠点の在庫情報の収集

各物資拠点における物資の在庫状況について、様式5（物資保管状況管理表）により情報収集し、拠点ごとの在庫状況を把握する。

(イ) 対応可否の確認

受付担当が取りまとめた様式4（物資要請管理表）を確認し、(ア)で確認した様式5（物資保管状況管理表）と照合しながら、対応可能・不可能な物資を把握する。

(ウ) 物資の調整**(a) 対応可能な物資**

市町から要請のあった物資で、県備蓄物資や物資拠点に保管されており対応可能なものについて、調整担当は、受付担当が作成した様式4（物資要請管理表）に調整内容を記入して、輸送担当に車両手配を依頼する。

(b) 対応不可能な物資

市町から要請のあった物資で、県では対応できないものについては、調整担当は、受付担当が作成した様式4（物資要請管理表）に調整内容を記入して、要請・調達担当に調達を依頼する。

③輸送担当

輸送担当は、県物資拠点から各市町までの輸送に必要なトラック等、物資輸送に必要な輸送手段の手配を担う。

(ア) 輸送手段の手配

輸送担当は、物資調整担当が調整状況をした様式4（物資要請管理表）をもとに様式2（輸送依頼票）を作成し、トラック協会等の協定先企業・団体等に輸送を依頼するとともに、その結果について、物資拠点を所管する地方本部の広域物資拠点对策班に連絡する。

なお、協定先企業・団体等での対応が困難な場合は、自衛隊・海上保安庁等のヘリコプターや船艇を活用することも検討し、統括担当を通じて広域応援・救助班等に対応を依頼する。

また、輸送手配状況について、様式4（物資要請管理表）の対応状況欄に記入し、グループ内で情報を共有する。

【自衛隊・海上保安庁等への依頼に関する留意事項】

自衛隊、海上保安庁等の機関は、特に発災直後は、人命に直結する救助活動に優先的に取り組む必要があることから、単なる物資輸送の依頼は可能な限り避け、ヘリや船艇による孤立地区（山間部、離島部等）等への輸送など、通常の交通手段での輸送が困難な場合にのみ対応を依頼するようにするものとする。

(イ) 道路情報・給油所等の情報収集

物資を輸送するに当たって必要となる道路・港湾・交通情報等や、営業中の給油所等に関する情報について、情報収集・連絡班、土木対策部、県石油商業組合等を通じて確認し、物流専門家を通じ、トラック協会等と情報共有を図る。

④要請・調達担当

(ア) 物資の調達

要請・調達担当は、県で確保できない物資について、国、全国知事会、物資調達協定を締結している企業・団体等に確保を依頼する。

なお、国（緊急（非常）災害対策本部）への要請に当たっては、内閣府で運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」を用い、その他の機関への物資要請に当たっては、様式1（物資要請/発注票）又は協定等で定められている様式を用いる。

また、物資調達状況について、様式4（物資要請管理表）の対応状況欄に記入し、グループ内で情報共有する。

なお、物資調達協定に基づき県に提供される物資については、基本的には有償であり、後日、企業からの請求に基づき支払が必要となる。

【災害救助法の基本的な考え方について】

災害救助法は、「災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること」を目的としたもので、「法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う」ほか、「必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる」こととなっている。

また、救助の種類は、○避難所の設置、○応急仮設住宅の供与、○炊き出しその他による食品の給与、○飲料水の供給、○被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与、○医療・助産、○被災者の救出、○住宅の応急修理、○学用品の給与、○埋葬、○死体の搜索・処理、○障害物の除去となっている。

災害救助法が適用されない場合は、避難所の設置運営や炊き出し、給水などに係る経費は、実施主体である市町村の負担となるが、災害救助法が適用された場合は、実施主体は県に変わり、災害救助法の対象となる業務については、国と県が経費を負担することになる。

なお、物資供給に当たって、個々の物資が救助法の対象となるかどうかの判断に迷う場合には、災害救助法を所管する保健福祉課に問合せること。

<参考：災害救助法の対象となる主な物資について>

○炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、被災者用の弁当などの購入

○緩衝材としての畳、カーペットのレンタル（レンタルが困難な場合は購入）

○プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入

○避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入）

○被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与

○暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入）、氷柱や氷の購入

○情報収集等のためのテレビ等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入）

※災害救助費として購入する場合、冷蔵庫や洗濯機などの繰り返し使用可能な家電製品等については、換価処分（避難所閉鎖後に売却し、差額を求償金額から差し引くこと）が必要になるので、留意すること。

（イ）義援物資への対応

全国の自治体、企業、個人から申出のあった義援物資について、内容を確認し、統括担当に受入の可否を確認する。また、受入が決定した物資については、受入先となる物資拠点に対し、その旨を連絡する。

【義援物資を受け入れる際の留意事項】

義援物資については、原則として自治体や企業等からの大口物資のみを受け入れることとし、個人からの小口物資については、物資拠点の混乱につながるおそれがあるため、受け入れず、義捐金による支援をお願いする（県地域防災計画から抜粋）。

⑤統括担当

統括担当は、食料物資対策グループで実施する①～④の業務を統括し、進捗状況の管理や統括司令部との調整に取り組む。

（ア）グループ全体の統括

統括担当は、グループ全体の業務の統括・調整を行う。

（イ）統括司令部及び他班との連絡・調整

統括担当は、物資供給業務を実施するに当たって、他班との連携・調整が必要な場合や、物資拠点の開設決定など、統括司令部の判断を要する重要な案件について、必要な調整を行う。

（ウ）物資要請に対する対応状況の把握・共有

統括担当は、受付担当が作成し、各班で対応状況を入力する「様式4（物資要請管理表）」により、物資供給業務全体の進捗状況を管理し、停滞しているものについて随時確認を行う。

（エ）物資拠点の運営管理

統括担当は、各地方本部が運営する物資拠点について、開設・閉鎖・変更等の判断を行う。また、各拠点における物資の停滞状況等を確認し、人員・資機材の手配等、必要な調整を行う。

（4）県地方本部（広域物資拠点对策班）

①備蓄物資の搬出

各地方本部は、管内に保管している備蓄物資の搬出について、県本部から指示があった場合、備蓄物資保管場所に職員を派遣し、搬出作業を実施する。

搬送は、県本部が手配したトラックや、各地方局の公用車等により実施する。

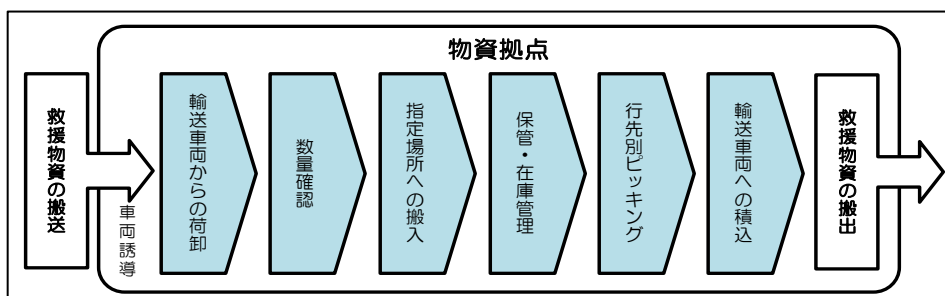
なお、各市町への搬送に際し、各地方本部は、行先ごとに様式3（出荷連絡票）を3部作成し、搬送用車両に積載した際に、うち2部を輸送者及び市町控分として、搬送担当者に手交する。残る1部は地方本部で保有し、備蓄物資の搬出状況の記録として保

管する。

②物資拠点運營業務

各物資拠点の運營業務を担う広域物資拠点对策班は、物資拠点における物資の入荷・保管・出荷について、以下のフローで実施する（役割分担例についてはP18を参照）。

【物資拠点における物資の搬入・搬出の流れ】



(ア) 入荷

入荷担当は、物資提供者から輸送された物資の荷降ろし及び入荷を行う。

入荷の際は、様式3（出荷連絡票）又は納品伝票等により、数量を確認し、保管担当に伝達する。

入荷した物資については、内容物が分かるよう、様式6（物資ラベル）により管理の上、保管する（入荷物資の箱の表示等により内容物が分かる場合を除く）。

(イ) 保管

保管担当は、入荷されてきた物資について、入荷担当から数量を確認した後、様式5（物資保管状況管理表）により管理する。

出荷時は、県本部から様式2（輸送依頼票）により出荷指示のあった物資を出荷担当に伝達し、出荷を指示する。

出荷を確認した後、入荷時と同様に様式5（物資保管状況管理表）に入力し、物資の出入荷状況及び現在在庫数量を管理するとともに、定期的に県本部に報告する。

(ウ) 出荷

出荷担当は、保管担当から物資の搬出の指示を受けた後、行先ごとに様式3（出荷連絡票）を3部作成し、必要な数量のピッキングを行い、搬送用車両に積載した際に、うち2部を輸送者及び市町控分として、搬送担当者に手交する。残る1部は、物資の搬出完了後、保管担当に搬出が完了した旨を報告する際に、同担当に手交する。

【市町への搬送の際の留意事項】

物資の搬送の際、要請数量どおりに搬送するために、梱包されている段ボール等から抜き出すと、職員の負担が増大するほか、輸送にも支障が生じる。

そのため、輸送の際は、要請数量を満たす形で、ケース（箱）単位でピッキングする。

【西日本豪雨災害の県物資拠点閉鎖時における未回収パレットについて】

大規模災害時に県物資拠点において効率的な物資供給業務を行うためには、フォークリフトの活用は不可欠であるが、西日本豪雨災害では、県物資拠点を閉鎖する際に所有者不明の未回収パレットの対応に苦慮した。

それら未回収パレットについては、物資提供のあった企業担当者や物流事業者等に

問合せを行い、所有者が判明したものについては回収してもらった。一方、所有者が確認できなかったものについては、一部の運送業者においてパレットが消耗品的な取扱いとなっている状況に鑑み、最終的には物資拠点開設・運営協力事業者に処分してもらった。

発災直後、限られた人員で物資供給業務を行う状況下において救援物資の搬送と併せて持ち込まれるパレットを厳密に管理することは、被災市町に速やかに物資搬送するうえで難しい面もあるが、パレット紛失防止等の観点から、できる限りパレット入出荷歴を記録しておくことが望ましい。

※パレットとは、フォークリフトによる物資運搬を容易にするために物資の下に敷く平らな荷台のこと。パレットの差込口にフォークリフトのフォークを差し込むことで、そのまま荷物の上げ下げや移動させることができ、作業効率を格段に上げることができる。

(5) 市町災害対策本部

各市町は、避難所のニーズをとりまとめ、各市町の備蓄物資などを避難所に配布するほか、備蓄物資で不足する物資について、県や協定先企業等に要請する。

①避難所物資担当

避難所物資担当(市町職員のほか、応援職員、自主防災組織、ボランティア等を含む。)は、各避難所等における物資ニーズをとりまとめ、市町災害対策本部に要請する。

なお、要請に当たっては、効率的な取りまとめを行うため、市町ごとに統一したニーズ調査様式を使用するとともに、様式7(品目分類表)に基づいた要請となるよう、各避難所等に周知する。

②市町災害対策本部物資供給担当班

(ア) 各避難所のニーズ把握

各市町災害対策本部の物資供給担当班は、各避難所から報告された物資要請を取りまとめ、各市町の備蓄物資や物資集積場所の保管状況等と照合し、自力調達可能な物資と自力では調達できない物資を整理する。

(イ) 物資の要請

自力調達できない物資については、様式1(要請/発注票)により、県に要請する。

なお、県への要請については、可能な限り災害情報システム(クロノロジー)での要請とするが、システムが利用できない状況においては、メール、FAX等で要請するほか、いずれの機器も使用できない場合は、電話での要請も可能なものとする。なお、電話で要請する場合には、様式1に記載すべき内容について、口頭で県担当者に伝達するものとする。

また、調達・輸送業務の効率化のため、避難所ごと等の小出しによる要請は避け、可能な限り市(町)内全体の需要を取りまとめて要請することとし、県から物資要請のとりまとめ時間が提示された場合には、その時間に合わせて要請を行うものとする。

【要請の際の注意事項】

- ・被災者のニーズは、ライフライン等の復旧に伴い、緊急性の高い物資から日常生活に必要な物資へと変化することから、物資要請の際は、今後発生しうるニーズや、その他の社会的・季節的要因等も踏まえたうえで要請を行う。
- ・避難所のニーズを正確に把握することが困難な場合は、被害想定や避難者数等を参考に、必要不可欠と見込まれる物資を予測して要請する。

③物資集積場所運営担当

物資集積場所担当は、輸送者（運送事業者等）から手交される「様式3（出荷連絡票）」又は納品伝票等により、県等から輸送された物資の荷降ろし、入荷、保管及び各避難所への出荷作業を行う。

なお、物資の入荷が完了した際には、その旨、市町本部を通じて県本部に報告する。

（6）物流専門家（県トラック協会、県倉庫協会、県冷凍協会）

災害時応援協定に基づき県本部及び県物資拠点に派遣された物流専門家は、県の実施する救援物資供給業務に関し、次の支援を行う。

①県本部（食料物資供給グループ）派遣者

- ・物資拠点（民間物資拠点含む）の確保、選定、運営に関する支援
- ・物資の輸送手段の確保、輸送計画の立案
- ・必要な情報収集及び各協会・会員物流事業者との連絡調整

②各物資拠点（地方本部広域物資拠点对策班）派遣者

- ・物資仕分け、在庫管理に関する助言
- ・フォークリフト、パレット等の資機材及び作業員の確保
- ・県職員、応援職員、ボランティア等の配置・役割分担等の調整

5 プッシュ型支援への対応

南海トラフ地震発生時には、被災自治体における正確な物資ニーズの把握に時間を要すると考えられることから、国は、被災自治体からの具体的な要請を待たずに、被災地で必要と見込まれる物資を輸送することとしている（プッシュ型支援の実施）。

これらのプッシュ型支援による物資については、県物資拠点に到着後、速やかに各市町に搬送できるよう、あらかじめ市町ごとの配分を決定しておき、以下の通り対応する。

（1）県本部（食料物資対策グループ）**①プッシュ型支援の受入**

県災害対策本部は、国によるプッシュ型支援の実施決定後、各物資拠点に搬送される物資について、県の被害想定における最大避難者数から勘案し、下表のとおり各市町から要請があったものとみなして、供給計画を作成し、物資の搬出作業を実施する。

なお、輸送手段の確保等に係る手順については、プル型支援の手法（P24～31 参照）に準じる。

【プッシュ型支援の配分数量（目安）】

被災市町名	必要量								管内配分比率	
	食料 (千食)	毛布 (枚)	育児用調製粉乳 (kg)	乳児・小児用おむつ (枚)	大人用おむつ (枚)	携帯トイレ・簡易トイレ (回)	トイレットペーパー (巻)	生理用品 (枚)		
全県合計	3,924.0	503,243	1,185	204,974	43,600	3,971,889	196,200	256,853	-	
東予地方局管内	管内計	1,414.4	181,396	427	73,884	15,716	1,431,680	70,721	92,583	1.00
	今治市	309.1	39,641	93	16,146	3,434	312,871	15,455	20,233	0.22
	新居浜市	419.9	53,850	127	21,933	4,666	425,014	20,995	27,485	0.30
	西条市	417.5	53,550	126	21,811	4,640	422,647	20,878	27,331	0.30
	四国中央市	245.4	31,471	74	12,818	2,727	248,389	12,270	16,063	0.17
	上島町	22.5	2,884	7	1,175	250	22,759	1,124	1,472	0.02
中予地方局管内	管内計	1,463.3	187,668	442	76,438	16,259	1,481,188	73,166	95,785	1.00
	松山市	1,025.8	131,555	310	53,583	11,397	1,038,307	51,289	67,145	0.70
	伊予市	143.9	18,456	43	7,517	1,599	145,663	7,195	9,420	0.10
	東温市	59.9	7,685	18	3,130	666	60,652	2,996	3,922	0.04
	久万高原町	16.1	2,071	5	843	179	16,344	807	1,057	0.01
	松前町	209.8	26,910	63	10,961	2,331	212,393	10,492	13,735	0.14
	砥部町	7.7	992	2	404	86	7,828	387	506	0.01
	管内計	1,046.3	134,179	316	54,652	11,625	1,059,021	52,313	68,485	1.00
南予地方局管内	宇和島市	439.0	56,294	133	22,929	4,877	444,305	21,948	28,732	0.42
	八幡浜市	165.6	21,231	50	8,647	1,839	167,565	8,277	10,836	0.16
	大洲市	101.1	12,964	31	5,281	1,123	102,323	5,055	6,617	0.10
	西予市	164.8	21,130	50	8,606	1,831	166,771	8,238	10,785	0.16
	内子町	19.5	2,504	6	1,020	217	19,762	976	1,278	0.02
	伊方町	34.1	4,379	10	1,784	379	34,564	1,707	2,235	0.03
	松野町	8.9	1,146	3	467	99	9,049	447	585	0.01
	鬼北町	27.8	3,570	8	1,454	309	28,177	1,392	1,822	0.03
愛南町	85.5	10,961	26	4,464	950	86,507	4,273	5,594	0.08	

※愛媛県地震被害想定調査(H25.12)の最大避難者数(1日後)をもとに比率を設定

②各市町との調整

プッシュ型支援の受入決定後、県本部食料物資対策グループ（受付担当）は、各市町に支援の受入可否について確認した後、物資集積場所の開設が完了し受入体制の整った市町から順次発送を行う。

なお、市町の備蓄物資等による対応が可能で、支援の必要がないとした市町分の物資については、物資拠点にて保管し、各市町の需要に応じて第2便以降で発送する。

(2) 地方本部（広域物資拠点对策班）

地方本部広域物資拠点对策班は、プッシュ型支援の実施について県本部から情報提供があった際は、拠点ごとの想定受入数量（P11 参照）のとおり各拠点で物資を受け入れることを想定し、(1)の表により各市町に搬送するための物資受入体制を整える（手順については、プル型支援の手法（P24～31 参照）に準じる。）。

(3) 各市町災害対策本部

各市町災害対策本部は、県本部からプッシュ型支援の実施について連絡があった場合、支援の必要の有無について報告する。

また、支援を受け入れる際には、(1)の表の通り物資が搬送されることを想定し、物資集積拠点を早期に開設するとともに、物資集積拠点において物資が滞留することがないように、市町内の避難所への搬送計画についても、あらかじめ検討しておく。

コラム3：西日本豪雨災害時における救援物資供給対応について（事例紹介）

○国と連携したプッシュ型支援等について

平成30年西日本豪雨災害では、発災直後、被災地に対して国、県が連携したプッシュ型支援を行うことにより、不足する物品、物資を速やかに供給することができた。

また、国からの支援受け入れにあたっては、食料物資対策グループと農林水産省から派遣されたリエゾンが連携をとることで飲料水、パン、カップ麺、パックご飯、缶詰等の食料を、被災者支援グループと経済産業省から派遣されたリエゾンが連携をとることで、避難所のニーズに応じたスポットクーラー、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等の被災者の生活に欠かすことができない大型家電等を円滑かつ速やかに受け入れることができた。

なお、内閣府からは、予備費により段ボールベッドやパーテーション、食料品、生活必需品等幅広い支援を受けることができた。

6 各種様式及び使用方法

(1) 様式1「物資要請/発注票」

市町から県、県から協定先企業等の物資提供者に対して物資の要請・発注を行う際に用いる。

物資要請/発注票 (物資要請者→物資提供者)

要請受付番号: 1
記入・提出日: H30年1月1日

要請・発注元が記入 (都道府県/市町村名) ××市
 (担当部署名) 救援物資供給班
 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

要請者の担当者情報を入力 (担当者名) 松山 太郎
 (FAX/E-mail) XXX-XXX-XXXX

県で要請を受け、受付番号を入力 (提出時は空白)

要請先が記入 (施設名) ××市民運動公園体育館
 (住所) ××市××町X-X-XX
 (担当部署名) 拠点運営班
 (FAX/E-mail) 拠点 一郎
 (電話番号) XXX-XXX-XXXX XXX-XXX-XXXX

納入場所 (県/市町物資集積拠点/避難所等)
 上屋 有 無
 フォークリフト 有 無
 大型車進入 可 否
 対応時間 8時～19時

物資提供者 (組織名: 都道府県、企業等) 愛媛県
 (担当部署名) 食料物資対策グループ
 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

要請先の担当者情報を入力 (担当者名) 愛媛 花子
 (FAX/E-mail) XXX-XXX-XXXX

備考 物資の納入を希望する場所(物資集積場所・避難所等)の情報を入力

要請・発注元が記入 ※プルダウンリストから選択(手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません)

要請物資内訳	品目			総数量		備考欄 (規格、用途、その他の場合の内容、留意事項等)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1	食品・飲料	主食類	カップ麺	5000	個	
2	台所・食器	食器類	割り箸	5000	人分	
3	避難所備品・応急用品	応急用品	携帯トイレ	300	個	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

① ドロップダウンリストにより、大分類、中分類、小分類を選択
 (単位は小分類に応じて自動で入力される)
 ※手書きの場合は、小分類のみで構わない。
 ② 希望数量を入力
 ③ 特記事項があれば、備考欄に入力

(2) 様式2「物資輸送依頼票」

県からトラック協会等の輸送機関に対して、物資拠点から市町への物資輸送等を依頼する際に用いる様式

物資輸送依頼表 (県本部→輸送手記者→県本部)

輸送依頼番号: 1
記入・提出日: H30年1月1日

県本部が記入 (担当者) 愛媛 花子 (FAX/E-mail) XXX-XXX-XXXX

輸送依頼者 (県本部) 食料物資対策グループ (電話番号) XXX-XXX-XXXX

県本部が記入 (機関名) 愛媛県トラック協会 (担当者) 物資 輸送 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

輸送手記者 (担当者) 物資 輸送 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

輸送事業者 (事業者名) 愛媛運送株式会社 (車種・車両番号) 大型トラック XX-XX

集荷予定日時 H30年1月2日 10時0分頃

備考 運転手: 運送 三郎 TEL: 090-XXXX-XXXX

県本部が記入 (施設名) 愛媛県国際交流センター(アイテムえひめ) (住所) 松山市大可賀2-1-18 (担当者) 中子 次郎 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

出荷場所 (県物資拠点/物資提供者) (電話番号) XXX-XXX-XXXX

県本部が記入 (施設名) XX市民運動公園体育館 (住所) XX市XX町X-X-XX (担当者) 拠点 一郎 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

納入場所 (県物資拠点/市町物資集積場所/避難所) (電話番号) XXX-XXX-XXXX

県本部が記入 (施設名) XX市民運動公園体育館 (住所) XX市XX町X-X-XX (担当者) 拠点 一郎 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

物資の納入場所(物資集積場所・避難所等)の情報を入力

品目				総数量				物資の納入場所(物資集積場所・避難所等)の情報を入力		
大分類	中分類	小分類	個数	単位	ケース数	サイズ(D×W×Hmm)	総重量(kg)			
1	食品・飲料	主食類	カップ麺	5000	個	250	400×400×100	500		
2	台所・食器	食器類	割り箸	5000	人分	5	200×300×200	10		
3	避難所備品・応急用品	応急用品	携帯トイレ	300	個	1	400×500×300	15		
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

① ドロップダウンリストにより、大分類、中分類、小分類を選択 (単位は小分類に応じて自動で入力される) ※手書きの場合は、小分類のみで構わない。
② 数量、ケース数、1箱あたりのサイズ、総重量について、可能な限り入力
③ 特記事項があれば、備考欄に入力

(3) 様式3 「物資出荷連絡票」

物資の受け取り・数量確認を確実にするため、集荷場所、運送事業者、物資納入先が控えとして用いる様式

物資出荷連絡票 (集荷場所→輸送者→納入場所)

輸送依頼番号: 1
記入・提出日: H30年1月2日

物資集荷場所の情報を入力

輸送依頼書の輸送番号、記入日を入力後、どこかの控えか○をつける

集荷場所 (県物資拠点/物資提供者) (組織名・県、企業等) 愛媛県 (集荷場所) 愛媛県国際貿易センター(アイテムえひめ) (住所) 松山市大可賀2-1-18 (担当者) 中子 次郎 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

輸送事業者 (事業者名) 愛媛運送株式会社 (車種・車両番号) 大型トラック XX-XX

到着予定日時 H30年1月2日 13時0分頃

備考 運転手: 運送 三郎 TEL: 090-XXXX-XXXX

県本部が記入 (施設名) XX市民運動公園体育館 (住所) XX市XX町X-X-XX (担当者) 拠点 一郎 (電話番号) XXX-XXX-XXXX

納入場所 (県物資拠点/市町物資集積場所/避難所等) (電話番号) XXX-XXX-XXXX

※本書を3部用意し、納入場所でそれぞれ控えを保有すること

物資の納入場所(物資集積場所・避難所等)の情報を入力

品目				総数量				備考		
大分類	中分類	小分類	個数	単位	ケース数	サイズ(D×W×Hmm)	総重量(kg)			
1	食品・飲料	主食類	カップ麺	5000	個	250	400×400×100	500		
2	台所・食器	食器類	割り箸	5000	人分	5	200×300×200	10		
3	避難所備品・応急用品	応急用品	携帯トイレ	300	個	1	400×500×300	15		
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

① ドロップダウンリストにより、大分類、中分類、小分類を選択 (単位は小分類に応じて自動で入力される) ※手書きの場合は、小分類のみで構わない。
② 数量、ケース数、1箱あたりのサイズ、総重量について、可能な限り入力
③ 特記事項があれば、備考欄に入力

(4) 様式4 「物資要請管理表」

県本部において、各市町から要請のあった物資をとりまとめ、調達・輸送状況を管理するとともに、地方本部、各市町との情報共有に用いる様式

物資要請管理表

30年1月3日 10時00分現在

要請番号 発付番号	要請日	要請元			要請内容			調達先/届出				輸送内容				輸送状況						
		市町名	担当者	連絡先	大分類	中分類	小分類	数量	単位	納入場所	調達先/届出	調達数量	届出者	連絡先	調達予定日	輸 - 受 - 送日	到着日	到着時	輸送先	届出日	輸送状況	
1	H30.1.2	松山市	松山 太郎	089-XXX-XXXX	食品-飲料	主食類	カップ麺	5000	個	松山市中央体育館	アテムえひめ	5000	中子 次郎	089-XXX-XXXX	H30.1.2	1	2	H30.1.2	12:00	変更運送済	運送済	運送済
1	H30.1.2	松山市	松山 太郎	089-XXX-XXXX	食品-飲料	主食類	カップ麺	5000	個	松山市中央体育館	アテムえひめ	5000	中子 次郎	089-XXX-XXXX	H30.1.2	1	2	H30.1.2	12:00	変更運送済	運送済	運送済
1	H30.1.2	松山市	松山 太郎	089-XXX-XXXX	食品-飲料	主食類	カップ麺	5000	個	松山市中央体育館	アテムえひめ	5000	中子 次郎	089-XXX-XXXX	H30.1.2	1	2	H30.1.2	12:00	変更運送済	運送済	運送済
2	H30.1.1	今治市	今治 花子	0898-YY-YYYY	食品-飲料	主食類	おにぎり	10000	個	今治市中央体育館	〇〇株式会社	10000	防長 守	089-XXX-XXXX	H30.1.1	2	1					輸送手配中
2	H30.1.1	今治市	今治 花子	0898-YY-YYYY	食品-飲料	主食類	おにぎり	10000	個	今治市中央体育館	〇〇株式会社	10000	防長 守	089-XXX-XXXX	H30.1.1	2	2					輸送手配中
2	H30.1.1	今治市	今治 花子	0898-YY-YYYY	生活用品	寝具-タオル	タオル	3000	枚	今治市中央体育館	〇〇株式会社	3000	防長 守	089-XXX-XXXX	H30.1.1	2	3					輸送手配中
3	H30.1.2	宇和島市	宇和島 一郎	0895-ZZ-7777	食品-飲料	主食類	カップ麺	2000	個	宇和島市中央体育館												運送中

(5) 様式5 「物資保管状況管理表」

地方本部において、各物資拠点における物資の出入荷、在庫状況を管理し、県本部に報告するために用いる様式

物資保管状況管理表(物資拠点名:愛媛国際貿易センター(アイテムえひめ))

30年1月2日 10時00分現在

地方本部名: 地方本部
 担当: 正等事務課 行政課
 担当者: 中子 次郎
 電話番号: XXX-XXX-XXXX
 FAX番号: XXX-XXX-XXXX

管理番号	物資名	納入年月日	発注元 発注日	納入数量				在庫数量				在庫状況				在庫数	備考			
				数量	単位	ケース数	サイズ(D×W×Hcm)	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位			数量	単位	
1	食品-飲料 主食類	パンクご飯	H29.12.5	個	30000	個	6000	250×340×300	75000	松山市	10000	12月1日	伊予市	5000	12月1日	松山市	5000	12月1日	0	
2	食品-飲料 パン食	パンクご飯	H29.12.30	個	25000	個	2500	200×400×200	20000	松山市	20000	1月1日	松山市	10000	1月1日	松山市	10000	1月1日	5000	
3	生活用品	寝具-タオル	毛巾	H30.1.1	〇〇株式会社	50000	枚	5000	300×550×300	65000	松山市					松山市			50000	

(6) 様式6 「物資ラベル」

各物資拠点において適切な物資管理を行うとともに、輸送先の市町において内容確認が容易となるよう、内容物が不明な物資等の側面に貼付するために用いる様式

物資ラベル

品目	カップ麺
商品名	〇〇ヌードル(〇〇味)
入り数	24個 入り
賞味・消費期限	H〇 年 〇 月 〇 日
提供者名	〇〇県〇〇市
備考 (管理番号、品目詳細、総ケース数、 バック入り数、車両台数等)	

(7) 様式7 「品目分類表」

物資要請内容の均一化、単位統一、在庫状況の管理のため、県及び市町間において物資要請に関するやり取りの際に用いる品目・単位について一覧化したもの。

※頻繁に供給が行われると想定される物資は太字で記載

(様式1)

物資要請/発注票 (物資要請者→物資提供者)

要請受付番号: _____
 記入・提出日: _____年 月 日

要請・発注元が記入
 (都道府県/市町村名)

要請・発注元 (県/市町)	(担当部署名)	(担当者名)
(電話番号)	(FAX/E-mail)	



要請・発注元が記入
 (組織名: 都道府県、企業等)

物資提供者	(担当部署名)	(担当者名)
(電話番号)	(FAX/E-mail)	

要請・発注元が記入
 (施設名)

納入場所 (県/市町物資集積拠点/避難所等)	(住所)						
(担当班名)	(担当者名)						
(電話番号)	(FAX/E-mail)						
上屋	有・無	フォークリフト	有・無	大型車進入	可・否	対応時間	~

備考

要請・発注元が記入 ※プルダウンリストから選択(手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません)

	品目			総数量		備考欄 (規格、用途、その他の場合の内容、留意事項等)
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(様式2)

物資輸送依頼表 (県本部→輸送手配者→県本部→出荷場所)

輸送依頼番号: _____
 記入・提出日: _____年 月 日

県本部が記入

輸送依頼者 (県本部)	(担当部署名)	(担当者名)
(電話番号)	(FAX/E-mail)	



県本部が記入

輸送手配者	(機関名)	(担当者名)
(電話番号)	(FAX/E-mail)	

輸送手配者が記入後、県本部に返送

輸送 (事業者名)	
車種・車両番号	(車種: 大型、中型、小型等) (車両番号)
集荷予定日時	年 月 日 時 分 頃
備考 (連絡先等)	

県本部が記入
 (施設名)

出荷場所 (県物資拠点/物資提供者)	(住所)						
(担当班名/物資提供機関名)	(担当者名)						
(電話番号)	(FAX/E-mail)						
上屋	有・無	フォークリフト	有・無	大型車進入	可・否	対応時間	~



県本部が記入
 (施設名)

納入場所 (県物資拠点/市町物資集積場所/避難所)	(住所)						
(市町名・担当班名)	(担当者名)						
(電話番号)	(FAX/E-mail)						
上屋	有・無	フォークリフト	有・無	大型車進入	可・否	対応時間	~

県本部が記入 ※プルダウンリストから選択(手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません)

	品目			総数量				備考
	大分類	中分類	小分類	個数	単位	ケース数	サイズ(D×W×Hmm)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

品目分類表(内閣府 物資調達・輸送調整等支援システム「物資カタログ」より)

No	大項目コード	大項目	中項目コード	中項目	小項目コード	小項目	単位
1	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000001	主食類(米・パン等)	食
2	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000002	精米	キロ
3	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000003	アルファ化米	個
4	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000004	菓子パン	個
5	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000005	惣菜パン	個
6	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000006	即席麺(カップ)	個
7	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000007	即席麺(袋)	食
8	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000008	乾パン	個
9	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000009	おにぎり	個
10	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000010	パックご飯(約180g)	個
11	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000011	弁当	個
12	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000012	缶詰(主食)	個
13	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000013	アレルギー対応食品(主食)	食
14	01	食料	0001	主食類(米・パン等)	000014	その他(主食類)	任意
15	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000015	副食(加工食品等)	食
16	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000016	缶詰(おかず)	個
17	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000017	缶詰(フルーツ)	個h
18	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000018	みそ汁	食
19	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000019	スープ	食
20	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000020	レトルト(カレー)	個
21	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000021	レトルト(その他)	個
22	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000022	栄養補助食品	個
23	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000023	アレルギー対応食品(副食)	食
24	01	食料	0002	副食(加工食品等)	000024	その他(副食)	任意
25	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000025	粉ミルク(約800g)	缶
26	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000026	粉ミルク(アレルギー対応)(約800g)	缶
27	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000027	液体ミルク	本
28	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000028	離乳食	食
29	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000029	介護食品	食
30	01	食料	0003	ベビーフード・介護食品	000030	その他(ベビーフード・介護用品)	個
31	01	食料	0004	菓子類	000031	菓子類	個
32	01	食料	0004	菓子類	000032	アレルギー対応食品(菓子類)	食
33	02	飲料	0005	飲料	000033	飲料(500ml)	本
34	02	飲料	0005	飲料	000034	水(500ml)	本
35	02	飲料	0005	飲料	000035	水(1リットル)	本
36	02	飲料	0005	飲料	000036	水(2リットル)	本
37	02	飲料	0005	飲料	000037	お茶(500ml)	本
38	02	飲料	0005	飲料	000038	お茶(1リットル)	本
39	02	飲料	0005	飲料	000039	お茶(2リットル)	本
40	02	飲料	0005	飲料	000040	お茶(ティーパック)	袋
41	02	飲料	0005	飲料	000041	スポーツドリンク(500ml)	本
42	02	飲料	0005	飲料	000042	スポーツドリンク(2リットル)	本
43	02	飲料	0005	飲料	000043	経口補水液(500ml)	本
44	02	飲料	0005	飲料	000044	茶葉	袋
45	02	飲料	0005	飲料	000045	コーヒー(缶・ペットボトル)	本
46	02	飲料	0005	飲料	000046	コーヒー(インスタント)	キロ
47	02	飲料	0005	飲料	000047	ゼリー飲料	個
48	02	飲料	0005	飲料	000048	野菜ジュース	本
49	02	飲料	0005	飲料	000049	その他(飲料)	本
50	03	衣類	0006	防寒着	000050	防寒着 男性用	着
51	03	衣類	0006	防寒着	000051	防寒着 女性用	着
52	03	衣類	0006	防寒着	000052	防寒着 子供用	着
53	03	衣類	0006	防寒着	000053	その他(防寒着)	着
54	03	衣類	0007	トレーナー	000054	トレーナー 男性用	着
55	03	衣類	0007	トレーナー	000055	トレーナー 男性用(S)	着
56	03	衣類	0007	トレーナー	000056	トレーナー 男性用(M)	着
57	03	衣類	0007	トレーナー	000057	トレーナー 男性用(L)	着
58	03	衣類	0007	トレーナー	000058	トレーナー 女性用	着
59	03	衣類	0007	トレーナー	000059	トレーナー 女性用(S)	着
60	03	衣類	0007	トレーナー	000060	トレーナー 女性用(M)	着
61	03	衣類	0007	トレーナー	000061	トレーナー 女性用(L)	着
62	03	衣類	0007	トレーナー	000062	トレーナー 子供用	着
63	03	衣類	0007	トレーナー	000063	トレーナー 子供用(~120)	着
64	03	衣類	0007	トレーナー	000064	トレーナー 子供用(~140)	着
65	03	衣類	0007	トレーナー	000065	その他(トレーナー)	着

(様式7 2/4)

66	03	衣類	0008	Tシャツ	000066	Tシャツ 男性用	着
67	03	衣類	0008	Tシャツ	000067	Tシャツ 男性用(S)	着
68	03	衣類	0008	Tシャツ	000068	Tシャツ 男性用(M)	着
69	03	衣類	0008	Tシャツ	000069	Tシャツ 男性用(L)	着
70	03	衣類	0008	Tシャツ	000070	Tシャツ 女性用	着
71	03	衣類	0008	Tシャツ	000071	Tシャツ 女性用(S)	着
72	03	衣類	0008	Tシャツ	000072	Tシャツ 女性用(M)	着
73	03	衣類	0008	Tシャツ	000073	Tシャツ 女性用(L)	着
74	03	衣類	0008	Tシャツ	000074	Tシャツ 子供用	着
75	03	衣類	0008	Tシャツ	000075	Tシャツ 子供用(~120)	着
76	03	衣類	0008	Tシャツ	000076	Tシャツ 子供用(~140)	着
77	03	衣類	0008	Tシャツ	000077	その他(Tシャツ)	着
78	03	衣類	0009	ズボン	000078	ズボン 男性用	着
79	03	衣類	0009	ズボン	000079	ズボン 男性用(S)	着
80	03	衣類	0009	ズボン	000080	ズボン 男性用(M)	着
81	03	衣類	0009	ズボン	000081	ズボン 男性用(L)	着
82	03	衣類	0009	ズボン	000082	ズボン 女性用	着
83	03	衣類	0009	ズボン	000083	ズボン 女性用(S)	着
84	03	衣類	0009	ズボン	000084	ズボン 女性用(M)	着
85	03	衣類	0009	ズボン	000085	ズボン 女性用(L)	着
86	03	衣類	0009	ズボン	000086	ズボン 子供用	着
87	03	衣類	0009	ズボン	000087	ズボン 子供用(~120)	着
88	03	衣類	0009	ズボン	000088	ズボン 子供用(~140)	着
89	03	衣類	0009	ズボン	000089	その他(ズボン)	着
90	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000090	下着(半袖シャツ)男性用	着
91	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000091	下着(半袖シャツ)男性用(S)	着
92	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000092	下着(半袖シャツ)男性用(M)	着
93	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000093	下着(半袖シャツ)男性用(L)	着
94	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000094	下着(半袖シャツ)女性用	着
95	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000095	下着(半袖シャツ)女性用(S)	着
96	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000096	下着(半袖シャツ)女性用(M)	着
97	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000097	下着(半袖シャツ)女性用(L)	着
98	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000098	下着(半袖シャツ)子供用	着
99	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000099	下着(半袖シャツ)子供用(~120)	着
100	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000100	下着(半袖シャツ)子供用(~140)	着
101	03	衣類	0010	下着(半袖シャツ)	000101	その他(下着半袖シャツ)	着
102	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000102	下着(ブリーフ・トランクス)男性用	着
103	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000103	下着(ブリーフ・トランクス)男性用(S)	着
104	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000104	下着(ブリーフ・トランクス)男性用(M)	着
105	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000105	下着(ブリーフ・トランクス)男性用(L)	着
106	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000106	下着(ショーツ)女性用	着
107	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000107	下着(ショーツ)女性用(S)	着
108	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000108	下着(ショーツ)女性用(M)	着
109	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000109	下着(ショーツ)女性用(L)	着
110	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000110	下着(ブリーフ等)男児用	着
111	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000111	下着(ブリーフ等)男児用(~120)	着
112	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000112	下着(ブリーフ等)男児用(~140)	着
113	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000113	下着(ショーツ等)女児用	着
114	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000114	下着(ショーツ等)女児用(~120)	着
115	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000115	下着(ショーツ等)女児用(~140)	着
116	03	衣類	0011	下着(ブリーフ・トランクス・ショーツ)	000116	その他(下着(ショーツ等))	着
117	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000117	下着(スポーツブラ)女性用	着
118	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000118	下着(スポーツブラ)女性用(S)	着
119	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000119	下着(スポーツブラ)女性用(M)	着
120	03	衣類	0012	下着(スポーツブラ)	000120	下着(スポーツブラ)女性用(L)	着
121	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000121	靴下(男性用)	足
122	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000122	靴下(女性用)	足
123	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000123	靴下(子供用)	足
124	03	衣類	0013	靴下・ストッキング	000124	ストッキング	足
125	03	衣類	0014	履物	000125	室内用スリッパ(S)	足
126	03	衣類	0014	履物	000126	室内用スリッパ(M)	足
127	03	衣類	0014	履物	000127	室内用スリッパ(L)	足
128	03	衣類	0014	履物	000128	屋外用サンダル(S)	足
129	03	衣類	0014	履物	000129	屋外用サンダル(M)	足
130	03	衣類	0014	履物	000130	屋外用サンダル(L)	足
131	03	衣類	0014	履物	000131	靴(男性用)	足

(様式7 3/4)

132	03	衣類	0014	履物	000132	靴(女性用)	足
133	03	衣類	0014	履物	000133	靴(子供用)	足
134	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000134	手袋	双
135	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000135	長靴	足
136	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000136	作業着	着
137	03	衣類	0015	作業着・手袋・長靴	000137	その他(作業着・手袋・長靴)	任意
138	04	台所・食器	0016	食器類	000138	紙皿	枚
139	04	台所・食器	0016	食器類	000139	プラスチック皿	枚
140	04	台所・食器	0016	食器類	000140	紙コップ	個
141	04	台所・食器	0016	食器類	000141	プラスチックコップ	個
142	04	台所・食器	0016	食器類	000142	紙ボウル	個
143	04	台所・食器	0016	食器類	000143	プラスチックボウル	個
144	04	台所・食器	0016	食器類	000144	割り箸	膳
145	04	台所・食器	0016	食器類	000145	スプーン	個
146	04	台所・食器	0016	食器類	000146	フォーク	個
147	04	台所・食器	0016	食器類	000147	その他(食器類)	個
148	04	台所・食器	0017	台所用品	000148	カセットコンロ	個
149	04	台所・食器	0017	台所用品	000149	カセットボンベ	個
150	04	台所・食器	0017	台所用品	000150	浄水器	個
151	04	台所・食器	0017	台所用品	000151	その他(台所用品)	個
152	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000152	乾電池(単1)	個
153	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000153	乾電池(単2)	個
154	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000154	乾電池(単3)	個
155	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000155	乾電池(単4)	個
156	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000156	延長コード	個
157	05	電化製品	0018	消耗品・コード	000157	その他(電化製品(消耗品))	個
158	05	電化製品	0019	生活家電	000158	懐中電灯	個
159	05	電化製品	0019	生活家電	000159	ランタン	個
160	05	電化製品	0019	生活家電	000160	携帯用充電器	個
161	05	電化製品	0019	生活家電	000161	洗濯機	台
162	05	電化製品	0019	生活家電	000162	乾燥機	台
163	05	電化製品	0019	生活家電	000163	掃除機	台
164	05	電化製品	0019	生活家電	000164	冷蔵庫	台
165	05	電化製品	0019	生活家電	000165	冷凍庫	台
166	05	電化製品	0019	生活家電	000166	その他(生活家電)	台
167	05	電化製品	0020	季節家電	000167	ストーブ(石油)	台
168	05	電化製品	0020	季節家電	000168	ストーブ(電気)	台
169	05	電化製品	0020	季節家電	000169	ホットカーベット	台
170	05	電化製品	0020	季節家電	000170	電気毛布	台
171	05	電化製品	0020	季節家電	000171	扇風機	台
172	05	電化製品	0020	季節家電	000172	エアコン	台
173	05	電化製品	0020	季節家電	000173	スポットクーラー	台
174	05	電化製品	0020	季節家電	000174	加湿器	台
175	05	電化製品	0020	季節家電	000175	空気清浄機	台
176	05	電化製品	0020	季節家電	000176	その他(季節家電)	台
177	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000177	シャンプー	本
178	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000178	リンス	本
179	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000179	洗面器	個
180	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000180	石鹸	個
181	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000181	ボディークリーム	本
182	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000182	洗剤(洗面・風呂用具)	個
183	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000183	歯磨き粉	個
184	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000184	歯ブラシ	本
185	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000185	かみそり	本
186	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000186	ハンドソープ	個
187	06	生活用品	0021	洗面・風呂用具	000187	その他(洗面・風呂用具)	個
188	06	生活用品	0022	トイレ用品	000188	携帯トイレ	回分
189	06	生活用品	0022	トイレ用品	000189	簡易トイレ	台
190	06	生活用品	0022	トイレ用品	000190	便槽用防臭剤	本
191	06	生活用品	0022	トイレ用品	000191	便座用除菌剤	本
192	06	生活用品	0022	トイレ用品	000192	手指用除菌剤	本
193	06	生活用品	0022	トイレ用品	000193	手洗い用石鹸	枚
194	06	生活用品	0022	トイレ用品	000194	消臭スプレー	枚
195	06	生活用品	0022	トイレ用品	000195	その他(トイレ用品)	個
196	06	生活用品	0023	掃除用具	000196	ゴミ袋(45L)	枚
197	06	生活用品	0023	掃除用具	000197	バケツ	個
198	06	生活用品	0024	洗濯用品	000198	衣料用洗剤(洗濯用具)	個

(様式7 4/4)

199	06	生活用品	0024	洗濯用品	000199	その他(洗濯用品)	個
200	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000200	カイロ	個
201	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000201	カッパ・レインコート	着
202	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000202	傘	本
203	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000203	瞬間冷却材	個
204	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000204	冷却シート	枚
205	06	生活用品	0025	防寒具・雨具・熱中症対策品	000205	その他(防寒具・雨具・熱中症対策品)	個
206	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000206	タオル	枚
207	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000207	布団	組
208	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000208	シーツ(敷パッド)	枚
209	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000209	マットレス	枚
210	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000210	枕	個
211	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000211	毛布	枚
212	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000212	タオルケット	枚
213	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000213	段ボールベッド	セット
214	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000214	段ボールベッド(間仕切り)	枚
215	06	生活用品	0026	寝具・タオル	000215	その他(寝具・タオル)	個
216	06	生活用品	0027	ろうそく・マッチ・ライター	000216	ろうそく	本
217	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000217	つめ切り	個
218	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000218	マスク	枚
219	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000219	医療用マスク	枚
220	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000220	消毒液	個
221	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000221	うがい薬	個
222	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000222	救急セット	セット
223	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000223	ビニール袋	枚
224	06	生活用品	0028	その他生活雑貨	000224	その他(その他生活雑貨)	個
225	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000225	生理用ナプキン	枚
226	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000226	おりものシート	枚
227	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000227	ウエットティッシュ	個
228	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000228	ウエットタオル	個
229	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000229	ティッシュ	箱
230	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000230	トイレ用ペーパー	巻
231	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000231	大人用おむつ(S)	枚
232	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000232	大人用おむつ(M)	枚
233	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000233	大人用おむつ(L)	枚
234	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000234	体ふきシート	枚
235	06	生活用品	0029	ペーパー類・生理用品	000235	その他(ペーパー類・生理用品)	任意
236	06	生活用品	0030	ベビー用品	000236	子供用おむつ(新生児用)	枚
237	06	生活用品	0030	ベビー用品	000237	子供用おむつ(S)	枚
238	06	生活用品	0030	ベビー用品	000238	子供用おむつ(M)	枚
239	06	生活用品	0030	ベビー用品	000239	子供用おむつ(L)	枚
240	06	生活用品	0030	ベビー用品	000240	おしりふき(100枚入り)	個
241	06	生活用品	0030	ベビー用品	000241	哺乳瓶消毒液	個
242	06	生活用品	0030	ベビー用品	000242	哺乳瓶消毒ケース	個
243	06	生活用品	0030	ベビー用品	000243	哺乳瓶	個
244	06	生活用品	0030	ベビー用品	000244	哺乳瓶(使い捨て)	個
245	06	生活用品	0030	ベビー用品	000245	その他(ベビー用品)	個
246	07	作業道具	0031	作業道具	000246	防塵マスク	組
247	07	作業道具	0031	作業道具	000247	防塵ゴーグル	組
248	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000248	仮設トイレ	棟
249	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000249	組立トイレ(便槽型)	基
250	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000250	仮設トイレ(マンホールトイレ)	基
251	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000251	パーテーション(段ボール製以外)	枚
252	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000252	テント	張
253	08	避難所備品・応急用品	0032	設備品	000253	その他(設備品)	個
254	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000254	ポリタンク(給水用ポリ袋)	個
255	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000255	土嚢袋	袋
256	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000256	ブルーシート	枚
257	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000257	ロープ	m
258	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000258	簡易ベッド	台
259	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000259	担架	台
260	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000260	気泡緩衝材	m
261	08	避難所備品・応急用品	0033	応急用品	000261	その他(応急用品)	個
262	09	燃料	0034	燃料	000262	非常用電源用燃料	リットル
263	09	燃料	0034	燃料	000263	緊急車両用燃料	リットル
264	09	燃料	0034	燃料	000264	暖房用燃料	リットル

愛媛県救援物資供給体制検討会 参加機関

国土交通省 四国運輸局

国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局

松山市

今治市

宇和島市

八幡浜市

新居浜市

西条市

大洲市

伊予市

四国中央市

西予市

東温市

上島町

久万高原町

松前町

砥部町

内子町

伊方町

松野町

鬼北町

愛南町

一般社団法人 愛媛県トラック協会

愛媛県倉庫協会

愛媛県（企画振興部交通対策課、県民環境部防災危機管理課、各地方局・支局総務県民課（室））